

資 料 目 次

第 519 回 福井地方最低賃金審議会 (R7. 6. 4)

項番	資 料 名	頁
1	福井地方最低賃金審議会運営規程	1
2	第 514 回審議会答申（付帯事項）に係る対応状況（報告）	3
3	福井県最低賃金の推移	11
4	北陸 3 県・全国加重平均・全国最高額の最低賃金額の推移	12
5	福井県最低賃金額と一般賃金水準等との比較	13
6	令和 6 年福井市消費者物価指数(抜粋)	14
7	消費者物価地域差指数（2023 年（令和 5 年）結果）	35
8	福井市の勤労者世帯家計の推移	51
9	福井市の世帯人員別標準生計費の推移	52
10	世帯別人員数別標準生計費（福井市）を用いた試算（労働者の生活費）	53
11	福井県の「所定内給与額」の推移（常用労働者 1 人平均月額、調査産業計）	55
12	福井県の「所定内労働時間」の推移（常用労働者 1 人平均月間所定内労働時間、調査産業計）	56
13	福井県のパート労働者の雇用比率の推移	57
14	北陸 3 県の新規学卒者(高卒)の所定内給与額（初任給）	58
15	福井県の有効求人倍率の推移	59
16	小委員会の設置による特定最低賃金の決定等の必要性審議（案）	60
17	特定最低賃金に関する検討小委員会運営規程（案）	63
18	令和 7 年度 福井地方最低賃金審議会 日程表	65
19	令和 7 年度 福井県最低賃金専門部会 日程表	66

福井地方最低賃金審議会運営規程

（規程の目的）

第1条 福井地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（会議の招集）

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、福井労働局長又は5人以上の委員、若しくは労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2 前項の規定により福井労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、福井労働局長に通知するものとする。

（小委員会）

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の議案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。

（委員の欠席）

第4条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で速報するものとする。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知するものとする。

（会議における発言）

第5条 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けなければならない。

（会議の公開）

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第 7 条 会議の議事については、議事録を作成する。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

4 前 3 項の規定は、小委員会について準用する。

(意見及び建議の提出)

第 8 条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書、建議書又は議決書をその都度、福井労働局長に送付するものとする。ただし、必要に応じて答申書、建議書又は議決書には、議事録の写を付すものとする。

(規程の改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則 この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

改正 平成 1 0 年 1 月 1 日

改正 平成 1 2 年 4 月 1 日

改正 平成 1 3 年 5 月 1 7 日

改正 平成 2 5 年 3 月 1 8 日

改正 令和 3 年 6 月 2 3 日

第 514 回審議会答申（付帯事項）に係る対応状況（報告）

第 1 福井地方最低賃金審議会答申の付帯事項（抜粋）

今回の答申に当たっては、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備が必要であることは労使共通の認識であり、福井県最低賃金の改正が、企業経営を取り巻く環境、とりわけ労務費や原材料・エネルギー価格などの企業物価の高騰を十分に価格転嫁できない中小企業・小規模事業者の賃金支払能力に与える影響を踏まえ、「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、関係機関が連携して、以下の事項を早急を実施するよう、政府及び福井労働局並びに福井県に強く要望する。

（政府への要望）

賃金引上げに見合った助成金の給付等、業務改善助成金をはじめ、有期雇用・短時間労働者等の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を図ること

中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や省力化投資の補助金等による支援を強化すること

及び について、効果的に実施するため、十分な予算措置を行うこと

適切な価格転嫁対策については、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和 5 年 11 月）の周知徹底を行うとともに、取組の強化を図ること

いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用促進に向けた制度改善、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むこと

急激な最低賃金の引上げは、地域経済を支える中小企業・小規模事業者に深刻な影響を与えることが懸念されることから、継続的な企業経営が実現出来るよう配慮すること

（福井労働局への要望）

福井県最低賃金の、的確で効果的な周知広報、履行確保を行うこと

支援を必要としている中小企業等に対する生産性向上等の支援措置については、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給できるよう、関係機関と連携し、実効性のある利活用の促進、支援に努めること。特に、各種支援策を必要とする中小企業等に対し、効果的な周知広報と一層の利活用を促進すること

行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、当該業務委託先による最低賃金の履行確保に支障が生じることのないよう、行政機関に対して公共調達での適切な価格転嫁推進などの取組強化を要請すること

(福井県への要望)

中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、省力化投資の補助金等による支援を強化すること

第2 報告事項

答申内容は、第 514 回審議会会議報告として本省宛て報告しました。

厚生労働省では、各都道府県労働局からの報告事項を踏まえながら、後記第3の1とおり、企業のニーズに応じて最適な助成制度が選択できるよう厚生労働省の各種支援策について賃上げ加算等の充実を図り、パッケージ化して周知しました。

また、福井労働局では、令和6年8月16日、福井県に対し、答申の内容を通知した上で、県内の中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、省力化投資の補助金等による支援を強化することについて、特段の配慮を要請しました。

あわせて、同年8月19日以降、県内の労使団体、業界団体等に答申の内容を迅速に周知していただくよう要請し、発効前までの各種助成制度の申請を呼び掛けました。

さらに、同年9月6日、県内の市町に対し、民間企業に業務委託を行っている場合には、当該業務委託先による最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように注意を喚起するとともに、公共調達での適切な価格転嫁を推進することについて、特段の配慮を要請しました。

福井労働局としましては、引き続き、最低賃金・賃金の引上げに際して、生産性向上等に取り組む県内の中小企業・小規模事業者へのきめ細やかな支援や取引適正化等、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に一層取り組んでまいります。

第3 取組事項

1 「賃上げ」支援パッケージによる支援（別添1参照）

厚生労働省では、「賃上げ」を促進するための新たな支援策として、8つの助成金を束ねたパッケージを発表しました。賃上げを行った企業に対する加算措置の新設や、助成額の増額といった内容が含まれています。

例えば、「働き方改革推進支援助成金」では、外部専門家の活用や労働能率向上の設備機器導入により、労働時間削減と賃上げを実現した企業に対し、最大360万円の加算が受けられるようになりました。

「キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）」では、有期雇用労働者の基本給を3%以上改定し適用した企業に対して、1人当たり最大7万円が支給される区分が設けられ、昇給制度新設には事業所単位で最大20万円の加算

が行われます（中小企業の場合）。

このパッケージの特徴は「選択肢の広さ」にあり、企業ごとに異なるニーズに応じた最適な助成金を選択していただくことができます。

2 各種支援策

（１）業務改善助成金（別添２参照）

事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等（機械設備の導入、人材育成・教育訓練や国家資格者によるコンサルティング）を行う中小企業・小規模事業者に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。

令和６年度の福井労働局への申請件数は３５８件（前年度比１８．９％増）交付決定額は４億３，４５８万円（同５０．８％増）となりました。

（２）キャリアアップ助成金（別添３、４参照）

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

福井労働局では、地域別最低賃金の答申に合わせ、有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を３％以上増額し、その規定を適用させた場合に支給される「賃金規定等改定コース」の周知に積極的に取り組み、令和６年度の福井労働局へのキャリアアップ計画書提出件数は、２００件（前年度比４９．３％増）となりました。

また、有期雇用労働者等を正社員化した場合に支給される「正社員化コース」の周知にも積極的に取り組み、同じく計画受理数は、３６５件（前年度比２８．１％増）となりました。

さらに、令和５年９月に示された「年収の壁・支援強化パッケージ」に基づく「社会保険適用時改善処遇コース」は、令和６年度の福井労働局へのキャリアアップ計画書提出件数は１９３件となり、令和５年１０月受付開始からの累計は２６３件（取組予定労働者数では１，３７６人）となりました。

（３）近畿経済産業局、福井県、県内労使団体等との連携

福井労働局では、近畿経済産業局・福井県・県内労使団体等と連携し、令和５年９月に「幸せ実感（ウェルビーイング）社会の実現に向けた共同宣言」を締結しており、令和６年８月、福井県最低賃金の周知広報、各種支援策の利用促進については、各機関・団体と連携しました。

3 下請取引の改善に関する支援

福井労働局では、各労働基準監督署が実施する定期監督等に際し、賃金引上

げに向けた環境整備等について検討するよう働きかけ、併せて次の施策を周知し、下請取引の適正化を推進しています。令和6年度には、延べ942件の働きかけを実施しています。

(1) パートナーシップ構築宣言

下請中小企業振興法における「振興基準」を遵守することを明記し、宣言することで、発注者側による受注者側への「取引条件のしわ寄せ」防止を促し、下請取引の適正化を後押しするもの。

また、宣言した企業の取組を「見える化」するため、「宣言」がポータルサイトに掲載され、県内の令和7年5月20日現在の登録数は2,152件となっています。

(2) 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

令和5年11月に内閣官房及び公正取引委員会において「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」が策定されました。各労働基準監督署では、先ずパートナーシップ構築宣言を行い、同指針を宣言に反映するよう呼び掛けています。

【参考】令和7年度予算案における「賃上げ」支援助成金パッケージ

生産性向上（設備・人への投資等）や、正規・非正規の格差是正、より高い処遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の「賃上げ」を支援。（※下線部＝R7予算案における拡充部分）

生産性向上（設備・人への投資等）への支援

業務改善助成金 【15億円】

拡充

※令和6年度補正予算額297億円

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資などにかかった費用の一部を助成

➢ 地域間格差に配慮した助成率区分等の再編、支援時期等の見直し重点化

働き方改革推進支援助成金 【92億円】

拡充

労働時間削減等に向けた環境整備のために外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、改善の成果を上げた場合に助成

➢ 対象労働者の現行の賃金額を3%、5%増加させた場合の加算に加え、7%の場合の助成強化、恒常的な長時間労働が認められる企業における設備投資について、一部助成対象の要件を緩和

人材開発支援助成金 【542億円】

拡充

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等助成

➢ 訓練終了後に賃上げ等した場合の賃金助成額の引き上げ（賃金上昇率を踏まえた賃金助成額のベースアップの一環として実施）

人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）

拡充

【制度要求】

雇用管理改善につながる制度等（賃金規定・人事評価制度や職場内の雇用環境の整備等）を導入し、離職率低下を実現した事業主に対して助成

➢ 雇用管理制度助成コースを令和7年度から再開する際、人事評価改善等助成コース（※）を統合の上、作業負担を軽減する機器導入への支援や対象労働者の賃金を5%以上増加させた場合の加算を導入

（※）人事評価制度を整備、年功のみによらない賃金制度を設ける事業主への助成

正規・非正規の格差是正への支援

キャリアアップ助成金（正社員化コース・賃金規定等改定コース）

拡充

【633億円】

①非正規雇用労働者を正社員転換し、従前よりも賃金を3%以上増加させた場合（正社員化コース）、②非正規雇用労働者の基本給を定める賃金規定を3%以上増額改定し、その規定を適用した場合（賃金規定等改定コース）に助成

➢ 賃金規定等改定コースにつき、賃上げ率の新たな区分を設定（2区分→4区分、賃上げ率6%以上の場合はさらに引き上げ）、昇給制度を新たに設けた場合の加算措置の創設

より高い処遇への労働移動等への支援

早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース、中途採用拡大コース）

【35億円】

- ◆ 事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を、離職後3か月以内に、期間の定めのない労働者として雇い入れたうえで、雇入れ前の賃金と比して5%以上増加させた事業主に対して助成
- ◆ 中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、①中途採用率を一定以上向上させた場合、②中途採用率を一定以上向上し、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ、当該45歳以上の者全員の雇入れ時の賃金を雇入れ前と比して5%以上増加させた場合のいずれかを満たした場合に助成

特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）【137億円】

- ◆ 就労経験のない職業に就くことを希望する就職が困難な者を雇い入れ、人材育成計画を策定した上で、賃金を雇入れ日から3年以内に5%以上増加させた事業主に対して助成

産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）【5億円】

- ◆ 労働者のスキルアップを在籍型出向により行うとともに、当該出向から復帰した際又は出向開始1年後等の賃金を出向前と比して5%以上増加させた事業主（出向元）に対し、出向中の賃金の一部を助成

第519回資料1-7

生産性向上等を通じた最低賃金の引上げ支援のための助成金

業務改善助成金

令和6年度の交付申請件数は358件で、前年度より57件、18.9%増加した。

・産業別交付申請状況

宿泊業・飲食サービス業	76件（うち飲食72件）
製造業	68件
卸売業・小売業	62件（うち小売45件）
生活関連サービス業・娯楽業	54件（うち生活49件）
医療・福祉	43件（うち福祉35件）
これら5つの産業分類で全体の85%を占めた。	

・企業規模別交付申請状況

30人未満の企業が約6割を占め、小規模事業者で多く活用されている。

	R4年度	R5年度	R6年度
交付申請件数	110件	301件	358件
交付決定額	8,089万円	2億8,822万円	4億3,458万円

令和7年3月末時点

（令和7年4月14日版）

設備投資をお考えの事業主の皆さま！
生産性を上げて、最低賃金を引き上げ！

令和7年度「業務改善助成金」

いまずぐ、ご確認ください

対象になる事業場

- 中小企業・小規模事業者であること
- 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
福井県の場合は1,034円以下（R6.10.5～）
- 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

支給の要件

- 賃金引き上げ計画を策定し、一定額以上引き上げること
- 引き上げ後の賃金額を支払うこと
- 生産性向上に役立つ機器・設備などを導入して業務改善を行い、その費用を支払うこと

申請期限と賃金引き上げの期間

申請期間：【第1期】令和7年4月14日～令和7年6月13日
【第2期】令和7年6月14日～申請事業場に適用される地域別最低賃金改定日の前日

賃金引き上げ期間：【第1期】令和7年5月1日～令和7年6月30日
【第2期】令和7年7月1日～申請事業場に適用される地域別最低賃金改定日の前日

事業完了期限：【第1期】【第2期】ともに令和8年1月31日

令和6年度からの主な変更点

- ※事業主単位の申請上限が600万円までとなりました。
- ※大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）は対象外となりました。
- ※基準となる事業場内最低賃金労働者の雇用期間が、「3か月以上」から「6か月以上」になりました。
- ※事業完了期限が、令和8年1月31日になりました。

概要

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。*同一事業場の申請は5回まで

【設備投資等】 機器・設備などの導入、経営コンサルティングなど
*物件高騰等要件^{※1}に該当する場合、助成対象経費の拡充が受けられます。
パソコン、スマホ、タブレットの新規購入及び常駐定員7人以上または車両本体価格200万円以下の自動車等も助成対象として認められます。

手続きの流れ

```

graph TD
    A[交付申請書・事業実施計画書等を福井労働局へ提出] --> B[交付決定]
    B --> C[事業実施  
(設備投資・賃金引き上げ)]
    C --> D[事業実施結果報告]
    D --> E[支給]
    
```

区分	賃金を引き上げる労働者数・助成上限額 (下欄は、事業場規模30人未満の事業者のみ対象)				
	1人	2～3人	4～6人	7人以上	10人以上 [※]
30円コース	30万円	50万円	70万円	100万円	120万円
	60万円	90万円	100万円	120万円	130万円
45円コース	45万円	70万円	100万円	150万円	180万円
	80万円	110万円	140万円	160万円	180万円
60円コース	60万円	90万円	150万円	230万円	300万円
	110万円	160万円	190万円	230万円	300万円
90円コース	90万円	150万円	270万円	450万円	600万円
	170万円	240万円	290万円	450万円	600万円

【助成率】

申請事業場の事業場内最低賃金が、
984円以上1,000円未満→4/5
1,000円以上1,034円以下→3/4

申請様式等、詳しくはコチラ

※10人以上の上限区分は、物件高騰等要件に該当する事業者が選択できます。

※1 物件高騰等要件：原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月のうち任意の1か月における売上高総利益率または売上高営業利益率が、前年同月に比べ3%ポイント以上低下している事業者をいいます。

福井県内での「活用事例」

【食品製造業】受注接客販売をDX化

導入前	導入後
店舗での接客販売と電話注文により菓子の販売を行っていた	「受注管理システム」を導入し、受注機能のあるホームページを作成した
	ネット注文が可能となり、顧客対応の時間を短縮することができた
	ネット上で集客が可能になり、売上も増加した
	従業員の負担軽減につながり、環境改善

非正規雇用労働者の処遇改善・正社員化に向けた支援 キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース、正社員化コース）

別添3

・有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定した場合に支給される「賃金規定等改定コース」は、**ベースアップの促進**を図ることができる。**最低賃金の引上げに係る支援策**として積極的に周知を行い、令和6年度は前年度比**49.3%**増加している。

・令和6年度の「正社員化コース」の計画受理数は、前年度比**28.1%**増加している。

賃金規定等改定コース

年度別・計画受理及び支給決定状況		R4年度	R5年度	R6年度
賃金規定等改定コース	計画受理件数	15件	134件	200件
	支給決定件数 1	4件 31人	10件 63人	101件 1,176人

令和7年度 助成内容	助成額	令和7年度 助成内容	
		中小企業の場合	大企業の場合
有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額し、その規定を適用させた場合（1人当たり）	3%以上4%未満	4万円	2.6万円
	4%以上5%未満	5万円	3.3万円
	5%以上6%未満	6.5万円	4.3万円
	6%以上	7万円	4.6万円
「職務評価」の手法の活用により増額改定を実施した場合に加算 1事業所当たり20万円（大企業の場合、15万円） 有期雇用労働者の昇給制度を新たに設けた場合に加算 1事業所当たり20万円（大企業の場合、15万円）			

第519回資料1-9

正社員化コース

年度別・計画受理及び支給決定状況		R4年度	R5年度	R6年度
正社員化コース	計画受理件数	150件	285件	365件
	支給決定件数 1	357件 467人	293件 403人	323件 409人

令和7年度 助成内容	助成額	令和7年度 助成内容			
		中小企業の場合		大企業の場合	
有期雇用労働者等を正社員化（ ）した場合（1人当たり）	有期→正規	重点支援	左記以外	重点支援	左記以外
	無期→正規	80万円	40万円	60万円	30万円
正規雇用労働者等への転換または派遣労働者を正規雇用労働者等として直接雇用すること。	重点支援とは	40万円	20万円	30万円	15万円
	a:雇入れから3年以上の有期雇用労働者 b:雇入れから3年未満で、次のいずれにも該当する有期雇用労働者 過去5年間に正規雇用労働者であった期間が1年以下 過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない c:派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定訓練修了者				

第519回資料1-9

年収の壁対策 キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）

別添 4

- ・ 受付開始（令和5年10月20日）以降の計画受理件数とメニュー別の取組開始予定労働者数は以下のとおり。
- ・ 企業規模別の計画届受理件数をみると、100人以下の企業が**89.0%**を占めている。
- ・ 取組開始予定労働者数は**1,376人**であり、メニュー別では労働時間延長メニューが最も多く、**61.0%**を占めている。

➤ 計画届受理件数（社会保険適用時処遇改善コース）

令和7年3月末時点

キャリアアップ計画件数	企業規模別件数 2			計
	100人以下	101～500人	501人以上	
令和6年度（3月末）	175件	18件	0件	193件
累計 1	234件	26件	3件	263件

1 令和5年10月20日受付開始以降の累計。

2 常時雇用する労働者（2か月を超えて使用される者であり、かつ、週当たりの所定労働時間が当該事業主に雇用される通常の労働者と概ね同等である者）の数による。

➤ 各年度ごとの取組開始予定労働者数（令和5年度～令和7年度）

令和7年3月末時点 3

年度別・措置を講じる労働者数	R5年度	R6年度	R7年度	計
手当等支給メニュー	25人	136人	132人	293人
労働時間延長メニュー	91人	392人	356人	839人
併用メニュー	25人	97人	122人	244人
合計	141人	625人	610人	1,376人

3 令和5年10月20日受付開始以降の累計。各年度に新たに取組開始を予定している労働者数。

企業から提出された計画届に現時点の見込みとして記載された労働者数を足しあげたものであり、支給申請件数や支給実績とは異なる。

第519回資料1-10

キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」の活用

3つのメニュー

- ① 手当等支給メニュー
- ② 労働時間延長メニュー
- ③ 併用メニュー

※1年目に①の取組を行い、2年目に②の取組を行う場合

社会保険の被保険者の要件を満たす方

- 厚生年金保険の被保険者数が常時101人以上^{(*)1}である事業所の場合
週所定労働時間が20時間以上かつ所定内賃金が月額8.8万円以上で、学生ではない者
- 100人以下^{(*)2}の事業所の場合
週所定労働時間及び月の所定労働日数が常時雇用のフルタイム従業員の4分の3以上である者

※令和6年10月からは、51人以上^{(*)1} 50人以下^{(*)2} となります。
お早めの活用・検討をおすすめします。

「社会保険適用時処遇改善コース」

1 手当等支給メニュー

手当等により社会保険料負担分を補う場合には、こちら！

新たに社会保険適用させる際に、一時的な手当の支給等により労働者の収入を増加させます。

(例)
適用1年目、2年目は、賃金（標準報酬月額・標準賞与額）の15%を一時的な手当「社会保険適用促進手当」で支給します。
適用3年目に基本給を18%以上増額させます。

「社会保険適用促進手当」は

- 社会保険料の算定から除外される手当です。
- 就業規則に規定する必要があります。
- 標準報酬月額10.4万円以下の者が対象です。

	要 件	申請時期	1人当たり助成額
1年目	① 賃金（標準報酬月額・標準賞与額）の15%以上分を労働者に追加支給すること（社会保険適用促進手当など）		6か月ごとに 10万円×2回 (大企業は7.5万円×2回)
2年目	② 賃金の15%以上分を労働者に追加支給する（社会保険適用促進手当など）とともに、3年目以降、以下③の取組が行われること	左欄の取組を6か月間継続した後2か月以内	6か月ごとに 10万円×2回 (大企業は7.5万円×2回)
3年目	③ 賃金（基本給）の18%以上を増額させていること（労働時間の延長との組み合わせも可能）		6か月で 10万円 (大企業は7.5万円)

「社会保険適用時処遇改善コース」

2 労働時間延長メニュー

賃金バランスを変えずに、社会保険料負担分を補う場合には、週4時間以上の労働時間の延長を！

	週所定労働時間の延長	賃金の増額	申請の時期	1人当たり助成額
①	4時間以上	—		
②	3時間以上4時間未満	5%以上		
③	2時間以上3時間未満	10%以上	左欄の取組を6か月間継続した後2か月以内	6か月で 30万円 (大企業は22.5万円)
④	1時間以上2時間未満	15%以上		

社会保険加入と同時に左表のとおり週所定労働時間を延長等して6か月を経過すると、本助成金の支給要件を満たします。

労働者に分かりやすいメニューで、労働者全体の賃金バランスを損わないことも可能です。

なお、左表②～④の場合の「賃金の増額」は、基本給によります。

第519回資料1-10

福井県最低賃金の推移

		H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
中賃のランク目安額（円）		16	22	24	25	26	—	28	30	40	50
福井県最低賃金	引上げ額（円）	16	22	24	25	26	1	28	30	43	53
	目安額との比較（円）	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3
	時間額（円）	732	754	778	803	829	830	858	888	931	984
	引上げ率（％）	2.23	3.01	3.18	3.21	3.24	0.12	3.37	3.5	4.84	5.69
	答申月日	8/5	8/5	8/4	8/3	8/7	8/6	8/5	8/8	8/7	8/9
	採決状況	○	● ▲	● ▲	● ▲	○	● ▲	●	●	●	●
	結審方法（注２）	令6条5項	令5条3項	令5条3項	令5条3項	令6条5項	令5条3項	令5条3項	令5条3項	令5条3項	令5条3項
	発効日	10/1	10/1	10/1	10/1	10/4	10/2	10/1	10/2	10/1	10/5

（注１）

「採決状況」欄の記号は、 ○：全会一致 ●：使用者側反対 ●：使用者側一部反対 ▲：労働者側反対 ▲：労働者側一部反対

（注２）

「結審方法」欄の「令6条5項」は専門部会における全会一致の決議、「令5条3項」は審議会における 決議による。

最低賃金審議会令

「第５条第３項」

審議会の議事は、委員および議事に関係のある臨時委員（地方最低賃金審議会にあっては、委員）で会議に出席したものの過半数をもって、可否同数のときは、会長の決するところによる。

「第６条第５項」

審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

北陸3県・全国加重平均・全国最高額の最低賃金額の推移

(単位:円、%)

区分	全国加重 平均(時間 額)	最高額 (東京)	福 井			石 川		富 山	
		最低賃金額	最低賃金額	全国加重平 均との割合	最高額との 割合	最低賃金額	福井との差	最低賃金額	福井との差
平成27年	798	907	732	91.7	80.7	735	3	746	14
平成28年	823	932	754	91.6	80.9	757	3	770	16
平成29年	848	958	778	91.7	81.2	781	3	795	17
平成30年	874	985	803	91.9	81.5	806	3	821	18
令和元年	901	1,013	829	92.0	81.8	832	3	848	19
令和2年	902	1,013	830	92.0	81.9	833	3	849	19
令和3年	930	1,041	858	92.3	82.4	861	3	877	19
令和4年	961	1,072	888	92.4	82.8	891	3	908	20
令和5年	1,004	1,113	931	92.7	83.6	933	2	948	17
令和6年	1,055	1,163	984	93.3	84.6	984	0	998	14

福井県最低賃金額と一般賃金水準等との比較

年 項目	実 額 （円）						指 数						春季賃上げ率 （％）
							令和2年（度）＝100.0		平成27年（度） ＝100.0		令和2年 ＝100.0	令和2年 ＝100.0	
	最低賃金額	福井県所定内給与 月 額		福井県 高卒初任給月額		福 井 県 女性パート の 賃 金 時間給	最低賃金	福井県 所定内給与	高卒初任給月額		女性パート の賃金	消費者 物価 （福井市）	全国
	福井県 最低賃金	事業所規模 5人以上	事業所規模 30人以上	男	女		福井県 最低賃金		男	女			企業規模 1,000人 以上
27	732 ＜103,798＞ ＜103,798＞	234,430 （44.3）	251,453 （41.3）	161,300 （64.4）	150,600 （64.4）（68.9）（68.9）	975 （75.1）	88.2 （2.2）	99.8 （3.6）	100.0 （1.7）	100.0 （－2.9）	84.8 （3.0）	97.5 （0.9）	2.38
28	754 ＜103,826＞ ＜106,993＞	235,767 （44.0）	253,130 （42.3）	159,900 （64.9）	157,900 （66.9）（65.8）（67.8）	982 （76.8）	90.8 （3.0）	100.5 （0.7）	99.1 （－0.9）	104.8 （4.8）	85.4 （0.7）	97.8 （0.3）	2.14
29	778 ＜107,286＞ ＜110,320＞	230,727 （46.5）	255,061 （43.3）	163,000 （65.8）	153,800 （67.7）（69.8）（71.7）	992 （78.4）	93.7 （3.2）	101.3 （0.8）	101.1 （1.9）	102.1 （－2.6）	86.3 （1.0）	98.1 （0.3）	2.11
30	803 ＜111,938＞ ＜113,464＞	230,516 （48.6）	251,340 （45.1）	169,800 （65.9）	157,800 （66.8）（70.9）（71.9）	1,035 （77.6）	96.7 （3.2）	99.8 （－1.5）	105.3 （4.2）	104.8 （2.6）	90.0 （4.3）	99.1 （1.0）	2.26
R1	829 ＜114,982＞ ＜116,309＞	237,569 （48.4）	255,774 （45.5）	167,700 （68.6）	163,200 （69.4）（70.5）（71.3）	1,058 （78.4）	99.9 （3.2）	101.6 （1.8）	104.0 （－1.2）	108.4 （3.4）	92.0 （2.2）	99.9 （0.8）	2.18
R2	830 ＜111,469＞ ＜113,544＞	236,272 （47.2）	251,853 （41.5）	調査項目廃止	調査項目廃止	1,150 （72.2）	100.0 （0.1）	100.0 （－1.5）	—	—	100.0 （8.7）	100.0 （0.1）	2.00
R3	858 ＜115,573＞ ＜117,718＞	241,050 （47.9）	256,366 （45.9）	調査項目廃止	調査項目廃止	1,100 （78.0）	103.4 （3.4）	101.8 （1.8）	—	—	95.7 （－4.3）	99.5 （－0.5）	1.86
R4	888 ＜116,594＞ ＜120,590＞	234,829 （49.7）	259,679 （46.4）	調査項目廃止	調査項目廃止	1,153 （77.0）	107.0 （3.5）	103.1 （1.3）	—	—	100.3 （4.8）	101.6 （2.1）	2.20
R5	931 ＜121,123＞ ＜125,591＞	232,007 （52.2）	257,101 （48.8）	調査項目廃止	調査項目廃止	1,176 （79.2）	112.2 （4.8）	102.1 （－1.0）	—	—	102.3 （2.0）	104.8 （3.1）	3.60
R6	984 ＜127,526＞ ＜132,742＞	235,275 （54.2）	257,906 （51.5）	調査項目廃止	調査項目廃止	1,239 （79.4）	118.6 （5.7）	102.4 （0.3）	—	—	107.7 （5.4）	107.0 （2.1）	5.33
備 考	下段は、各年毎月勤労統計 調査における規模別調査産 業計の所定内労働時間×最 低賃金額 左欄：規模5人以上 右欄：規模30人以上	毎月勤労統計調査 調査産業計 事業所規模 5人以上	毎月勤労統計調査 調査産業計 事業所規模 30人以上	賃金構造基本統計調査 産業計 企業規模10人以上 左欄：規模5人以上 右欄：規模30人以上		同 左 産業計 企業規模計		毎月勤労統 計調査 調査産業計 事業所規模 30人以上	賃金構造基本統計調査 産業計 企業規模10人以上		消費者 物価指数 年 報 （総務省 統計局）	春季賃上げ状況 （厚生労働省労使関 係担当 参事官室調べ）	

（注） 1 「実額」欄の「所定内給与」及び「高卒初任給」の（ ）は、それぞれの額に対する「地域別最低賃金」の＜＞の比率である。
「女性パート賃金」の（ ）は、その額に対する「地域別最低賃金」の時間額の比率である。
2 「指数」欄の（ ）内は、対前年（度）上昇率（％）である。

令和6年

福井市消費者物価指数

令和7年3月
福 井 県

目 次

令和6年福井市消費者物価指数の動向

1 概況	1
2 10大費目別 対前年比指数の動き	7

統計表

第1表 福井市消費者物価指数（大分類）および変化率	11
第2表 中分類指数（福井市）	14
第3表 年度別消費者物価総合指数（昭和45年度～令和5年度）	15
第4表 福井市主要品目の平均小売価格	16
第5表 主要指標	18

（参考）

消費者物価指数のしくみ	19
消費者物価指数採用品目一覧表（令和2年（2020年）基準）	21
小売物価統計調査（動向編）の概要	29

令和 6 年福井市消費者物価指数の動向

1 概況

令和2年(2020年)を100とした令和6年の総合指数は107.0で、対前年比+2.2%と、昨年に続き大幅な上昇となった。

また、生鮮食品を除く総合指数は106.3で、対前年比+1.9%と、昨年に続き大幅な上昇となった。

(1) 近年の福井市消費者物価指数の推移(対前年比)

- ・令和4年…ウクライナ危機を背景とする資源高や、円安による輸入品価格の高騰による食料品、電気代等の値上がりの影響により2.1%の上昇
- ・令和5年…政府の電気・ガス価格激変緩和措置等により水道・光熱費が下落したが、世界的な物価上昇や円安の進展で原材料価格が高騰したことで、食料品をはじめとする多くの費目で値上がりし、3.1%の上昇
- ・令和6年…昨年から上昇幅は鈍化した一方、原材料費の高騰や円安の影響により、幅広い品目で値上がりが続き、2.2%の上昇

(図1、表1)

図1 福井市消費者物価指数の推移(令和2年(2020年)=100)

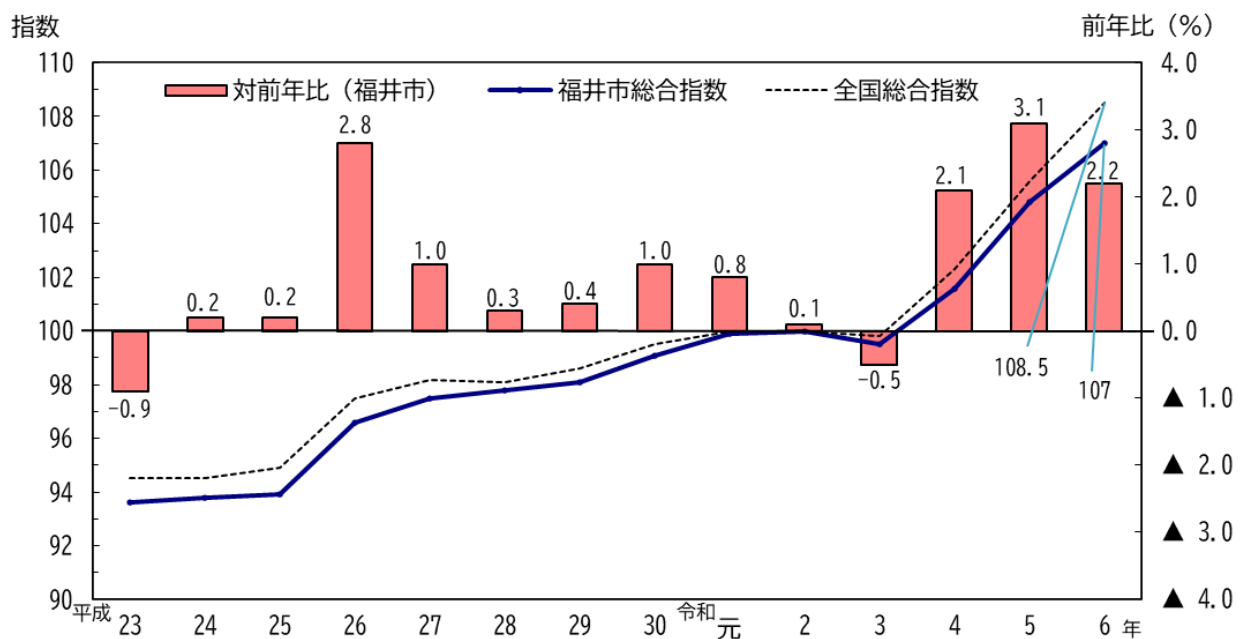


表1 総合指数と対前年比の推移

令和2年(2020年) = 100

年	福井市		全 国		備考
	総合指数	前年比 (%)	総合指数	前年比 (%)	
昭和45年	31.4	-	30.9	-	
46	33.4	6.5	32.9	6.3	ドルショック
47	35.7	6.7	34.5	4.9	
48	39.9	11.8	38.6	11.7	第1次オイルショック
49	48.7	22.3	47.5	23.2	狂乱物価
50	54.4	11.6	53.1	11.7	
51	59.5	9.5	58.1	9.4	
52	63.9	7.4	62.8	8.1	第2次オイルショック
53	66.3	3.7	65.5	4.2	
54	68.2	3.0	67.9	3.7	
55	73.7	8.0	73.2	7.7	
56	77.9	5.7	76.7	4.9	
57	80.4	3.2	78.9	2.8	
58	82.0	1.9	80.3	1.9	
59	84.0	2.4	82.2	2.3	
60	85.9	2.3	83.8	2.0	円高不況
61	86.3	0.4	84.3	0.6	
62	86.3	0.1	84.4	0.1	
63	86.7	0.4	85.0	0.7	
平成元年	88.6	2.2	86.9	2.3	消費税導入(税率3%)
2	91.7	3.5	89.6	3.1	
3	94.7	3.3	92.6	3.3	バブル崩壊
4	95.6	1.0	94.1	1.6	
5	96.4	0.9	95.4	1.3	
6	96.8	0.4	96.0	0.7	
7	96.4	-0.4	95.9	-0.1	
8	95.9	-0.6	96.0	0.1	
9	97.5	1.7	97.7	1.8	消費税率3%から5%に引き上げ
10	98.8	1.3	98.3	0.6	
11	98.5	-0.3	98.0	-0.3	
12	98.2	-0.3	97.3	-0.7	
13	96.8	-1.4	96.7	-0.7	ITバブル崩壊
14	95.1	-1.7	95.8	-0.9	
15	94.5	-0.6	95.5	-0.3	
16	94.9	0.4	95.5	0.0	
17	95.2	0.3	95.2	-0.3	
18	95.5	0.3	95.5	0.3	
19	95.3	-0.2	95.5	0.0	
20	96.7	1.4	96.8	1.4	リーマンショック
21	95.7	-1.0	95.5	-1.4	
22	94.4	-1.4	94.8	-0.7	
23	93.6	-0.9	94.5	-0.3	東日本大震災
24	93.8	0.2	94.5	0.0	
25	93.9	0.2	94.9	0.4	
26	96.6	2.8	97.5	2.7	消費税率5%から8%に引き上げ
27	97.5	1.0	98.2	0.8	
28	97.8	0.3	98.1	-0.1	
29	98.1	0.4	98.6	0.5	
30	99.1	1.0	99.5	1.0	
令和元年	99.9	0.8	100.0	0.5	消費税率8%から10%に引き上げ
2	100.0	0.1	100.0	0.0	新型コロナウイルス感染症の蔓延
3	99.5	-0.5	99.8	-0.2	政府による値下げ要請により通信料(携帯電話)等が下落
4	101.6	2.1	102.3	2.5	ウクライナ危機
5	104.8	3.1	105.6	3.2	政府の電気・ガス価格激変緩和措置等により光熱・水道が下落、他の費目は上昇
6	107.0	2.2	108.5	2.7	

(2) 令和6年の指数の動き

総合指数の対前年比2.2%の上昇に対する10大費目別寄与度をみると、「住居」以外の費目で上昇しており、とりわけ「食料」の寄与度が大きい。(表2、図2、表3)

表2 10大費目指数、前年比および寄与度

(令和2年(2020年)=100)

	総合	食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費
指数	107.0	116.8	100.4	114.6	117.9	99.9	103.5	95.5	103.0	108.5	104.4
前年比(%)	2.2	4.0	▲1.0	6.6	4.9	0.8	0.5	1.1	0.1	2.8	1.0
寄与度		1.15	▲0.22	0.55	0.20	0.02	0.02	0.14	0.00	0.23	0.06

注 1) 各寄与度は、総合指数の前年比に対するものです。

2) 寄与度は、端数処理前の指数により計算されています。

図2 10大費目指数の前年比および寄与度

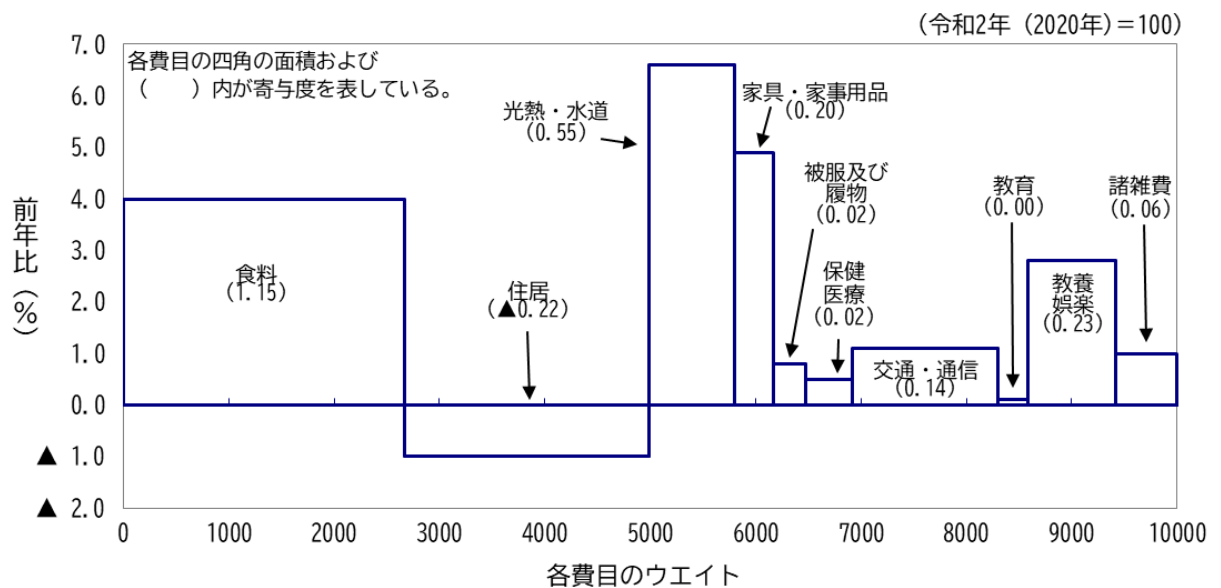


表3 総合指数の前年比に寄与した主な内訳

[総合指数の前年比に寄与した主な内訳]

10大費目	寄与度	中分類	前年比(寄与度)	品目
(上昇)				
食料	1.15	野菜・海藻	7.6% (0.25)	トマト
光熱・水道	0.55	電気代	11.7% (0.54)	電気代
教養娯楽	0.23	教養娯楽サービス	2.7% (0.13)	宿泊料
(下落)				
住居	▲0.22	家賃	▲1.7% (▲0.34)	持家の帰属家賃

(3) 令和6年の月別の指数の動き

令和6年の総合指数の各月の動きを対前年比で見ると、すべての月で前年比がプラスとなり、令和6年の対前年比は上昇した。

(図3、4、5)

図3 令和6年 月別の指数の動き

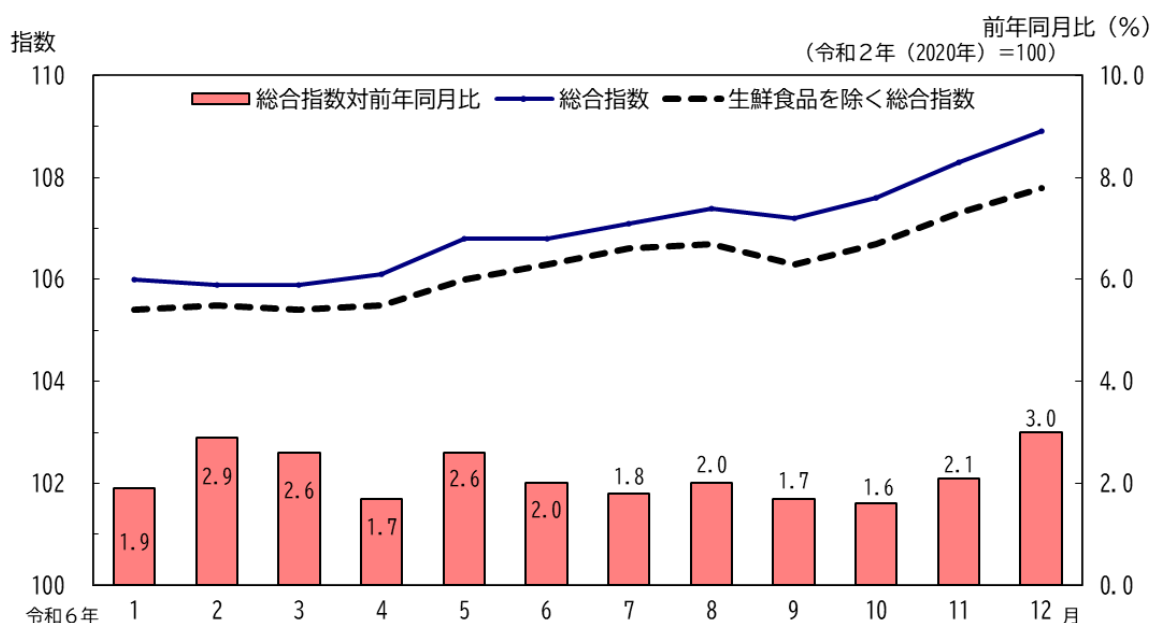


図4 10大費目寄与度分解

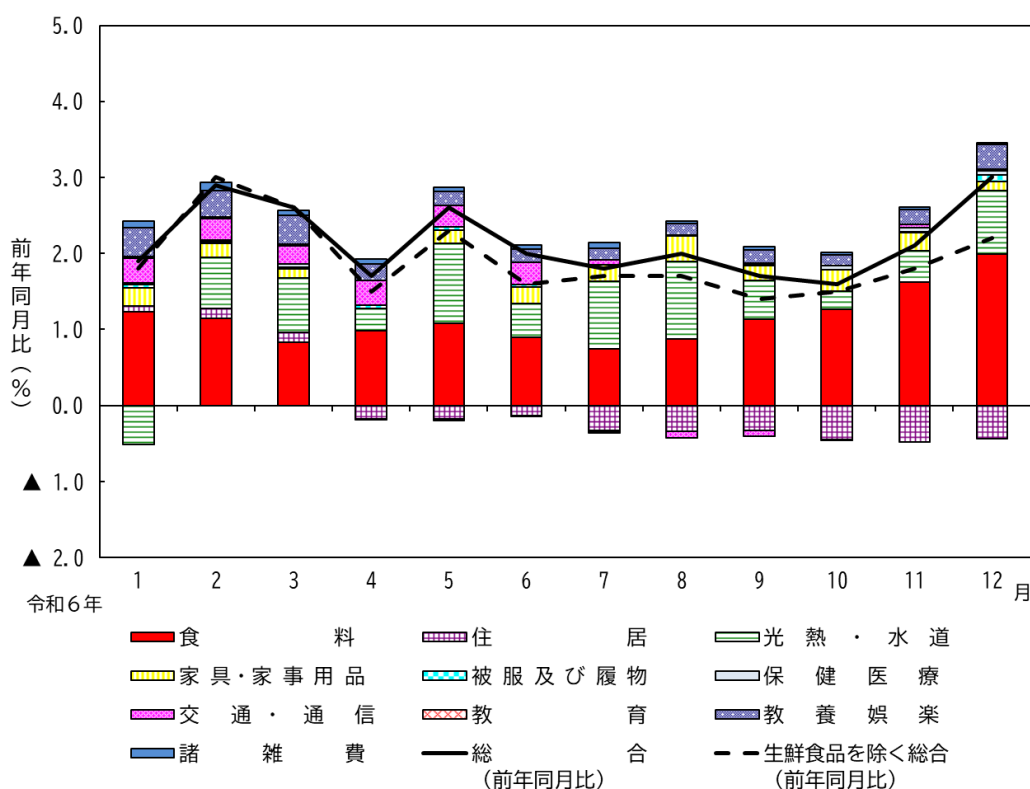


図5 中分類寄与度分解

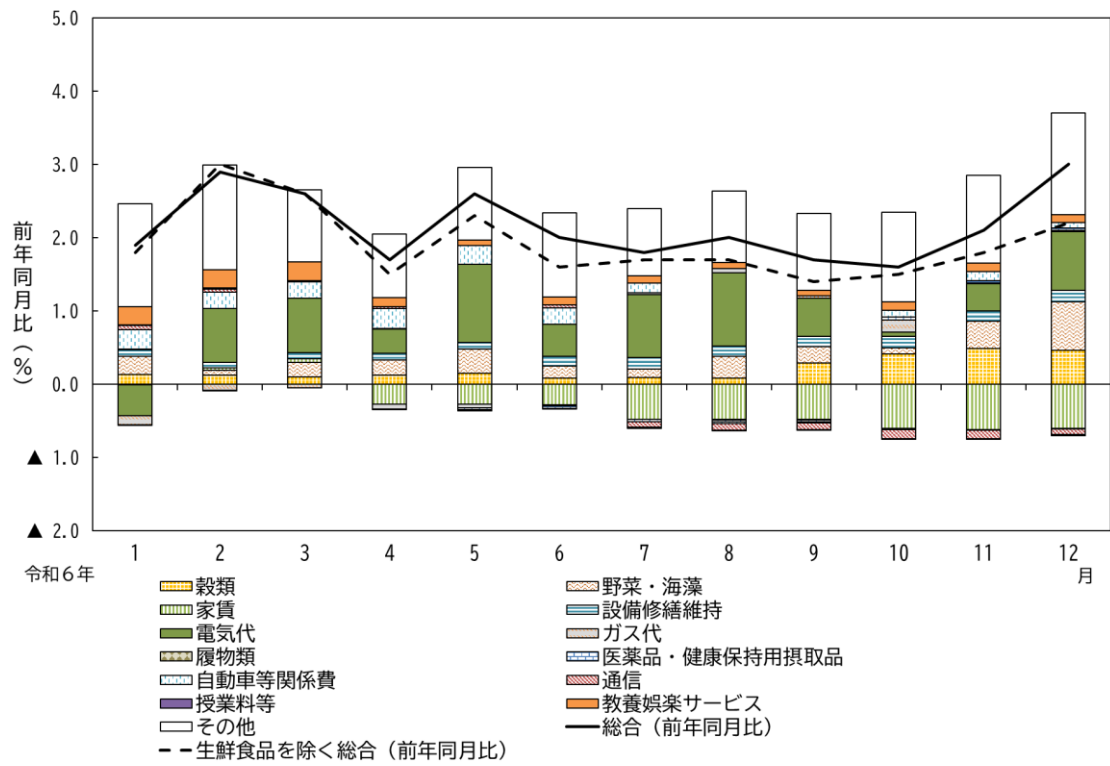


表4 月別の総合指数等の推移

令和2年(2020年) = 100

令和6年	総合指数	前月比 (%)	前年同月比 (%)	対前年同月との比較(主な項目) ※寄与度順
1月	106.0	0.3	1.9	上昇…自動車等関係費、野菜・海藻、教養娯楽サービス 下落…電気代、魚介類、ガス代
2月	105.9	-0.1	2.9	上昇…電気代、教養娯楽サービス、自動車等関係費 下落…ガス代、魚介類、下着類
3月	105.9	0.0	2.6	上昇…電気代、教養娯楽サービス、自動車等関係費 下落…魚介類、ガス代、保健医療サービス
4月	106.1	0.2	1.7	上昇…電気代、自動車等関係費、野菜・海藻 下落…家賃、家庭用耐久財、ガス代
5月	106.8	0.6	2.6	上昇…電気代、野菜・海藻、自動車等関係費 下落…家賃、ガス代、医薬品・健康保持用摂取品
6月	106.8	0.0	2.0	上昇…電気代、自動車等関係費、野菜・海藻 下落…家賃、医薬品・健康保持用摂取品、ガス代
7月	107.1	0.3	1.8	上昇…電気代、設備修繕維持、自動車等関係費 下落…家賃、通信、洋服
8月	107.4	0.3	2.0	上昇…電気代、野菜・海藻、家庭用耐久財 下落…家賃、通信、他の光熱
9月	107.2	-0.2	1.7	上昇…電気代、穀類、野菜・海藻 下落…家賃、通信、乳卵類
10月	107.6	0.4	1.6	上昇…穀類、家庭用耐久財、飲料 下落…家賃、通信、油脂・調味料
11月	108.3	0.6	2.1	上昇…穀類、野菜・海藻、電気代 下落…家賃、通信、乳卵類
12月	108.9	0.6	3.0	上昇…電気代、野菜・海藻、穀類 下落…家賃、通信、理美容用品

2 10大費目別 対前年比指数の動き

(1) 食料

年平均指数：116.8

前年比：4.0%

〔内訳〕 (前年比)

(生鮮食品)

生鮮魚介	...	2.6%
生鮮野菜	...	9.1%
生鮮果物	...	9.3%

(生鮮食品を除く食料)

穀類	...	8.6%
魚介類	...	2.3%
肉類	...	4.0%
乳卵類	...	1.1%
野菜・海藻	...	7.6%
果物	...	8.9%
油脂・調味料	...	1.1%
菓子類	...	3.4%
調理食品	...	2.7%
飲料	...	5.2%
酒類	...	0.2%
外食	...	2.5%

図6 食料

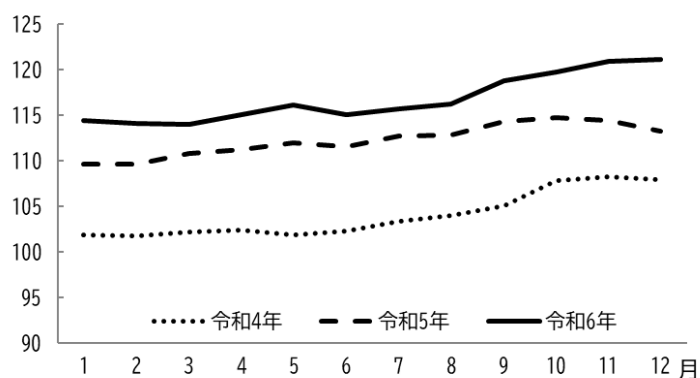


図7 生鮮食品

令和2年(2020年)平均=100

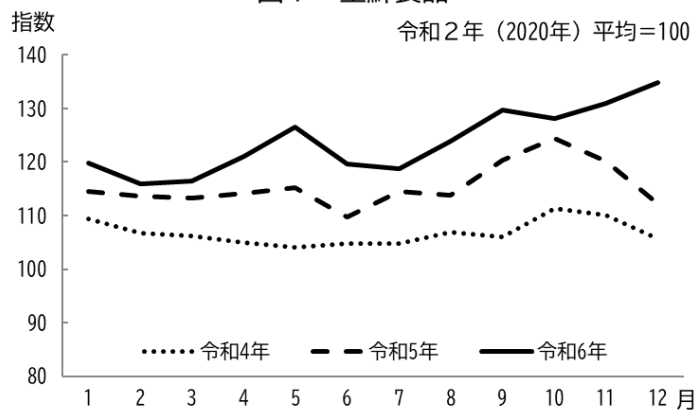
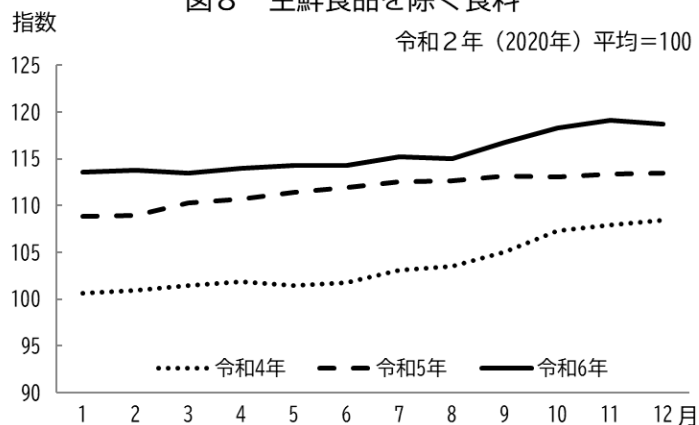


図8 生鮮食品を除く食料

令和2年(2020年)平均=100



(2) 住居

年平均指数：100.4

前年比：▲1.0%

〔内訳〕

家賃 …… ▲1.7%

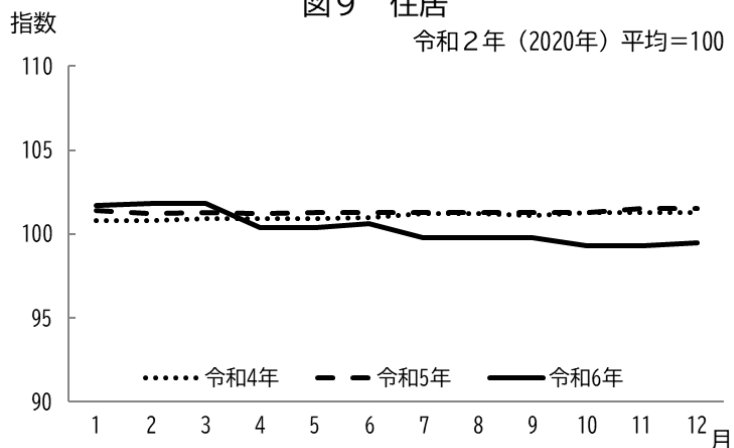
(持家の附属家賃を除く家賃) …… ▲0.6%

設備修繕・維持 …… 5.0%

(前年比)

図9 住居

令和2年(2020年)平均=100



(3) 光熱・水道

年平均指数：114.6

前年比：6.6%

〔内訳〕

電気代 …… 11.7%

ガス代 …… ▲0.2%

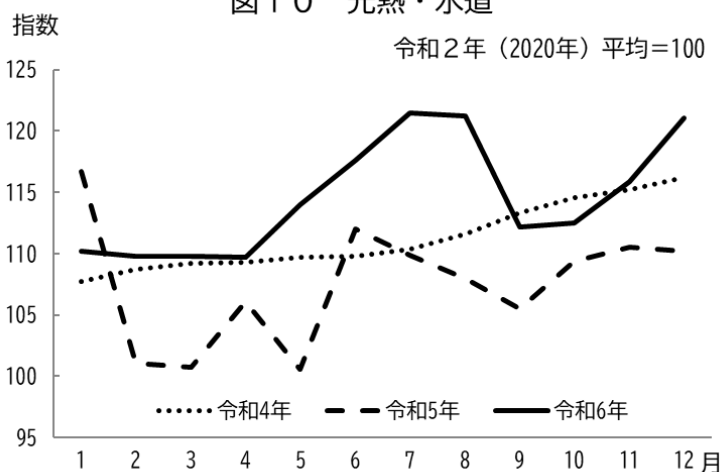
他の光熱 …… 1.7%

上下水道料 …… 0.0%

(前年比)

図10 光熱・水道

令和2年(2020年)平均=100



(4) 家具・家事用品

年平均指数：117.9

前年比：4.9%

〔内訳〕

家庭用耐久財 …… 6.1%

室内装備品 …… 3.7%

寝具類 …… ▲1.0%

家事雑貨 …… 7.0%

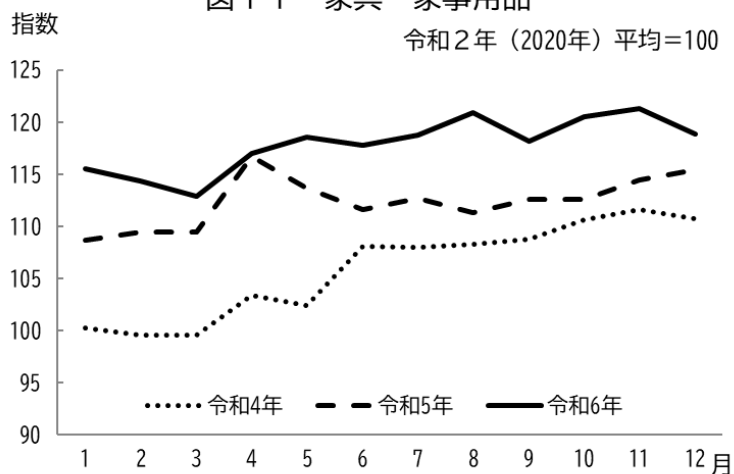
家事用消耗品 …… 3.5%

家事サービス …… 3.1%

(前年比)

図11 家具・家事用品

令和2年(2020年)平均=100



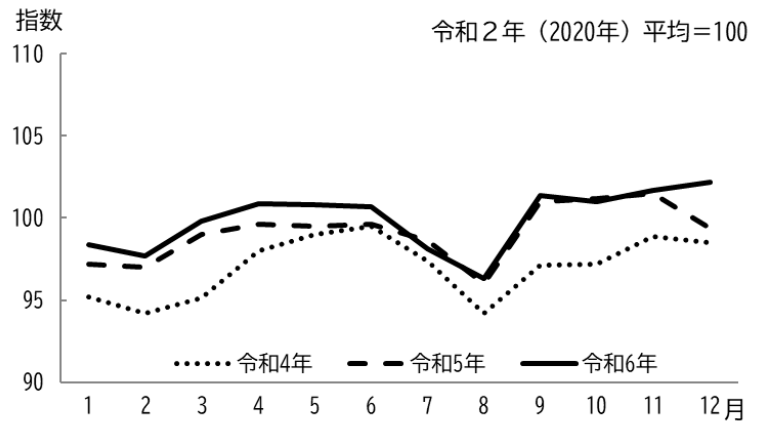
(5) 被服及び履物

年平均指数： 99.9

前年比： 0.8%

〔内訳〕		(前年比)
衣料	...	0.0%
和服	...	5.5%
洋服	...	▲0.1%
シャツ・セーター・下着類	...	0.3%
シャツ・セーター類	...	1.2%
下着類	...	▲1.4%
履物類	...	▲1.4%
他の被服	...	3.8%
被服関連サービス	...	7.7%

図12 被服及び履物



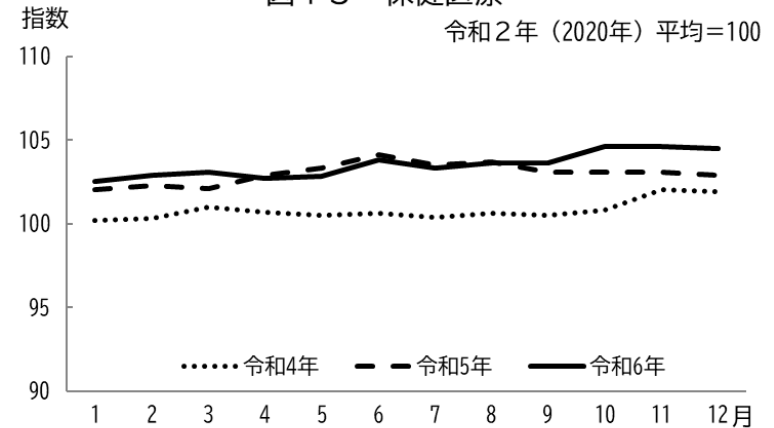
(6) 保健医療

年平均指数： 103.5

前年比： 0.5%

〔内訳〕		(前年比)
医薬品・健康保持用摂取品	...	▲0.2%
保健医療用品・器具	...	2.3%
保健医療サービス	...	▲0.1%

図13 保健医療



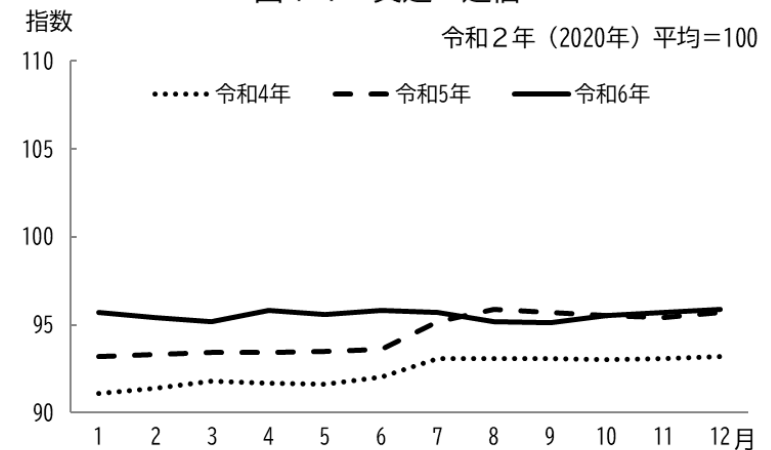
(7) 交通・通信

年平均指数： 95.5

前年比： 1.1%

〔内訳〕		(前年比)
交通	...	2.9%
自動車等関係費	...	1.8%
通信	...	▲1.1%

図14 交通・通信



(8) 教育

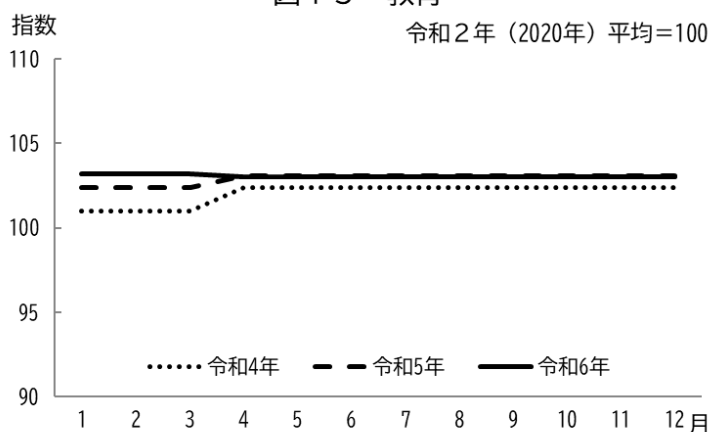
年平均指数：103.0

前年比：0.1%

〔内訳〕		(前年比)
授業料等	...	▲0.1%
教科書・学習参考教材	...	2.9%
補習教育	...	0.5%

図15 教育

令和2年(2020年)平均=100



(9) 教養娯楽

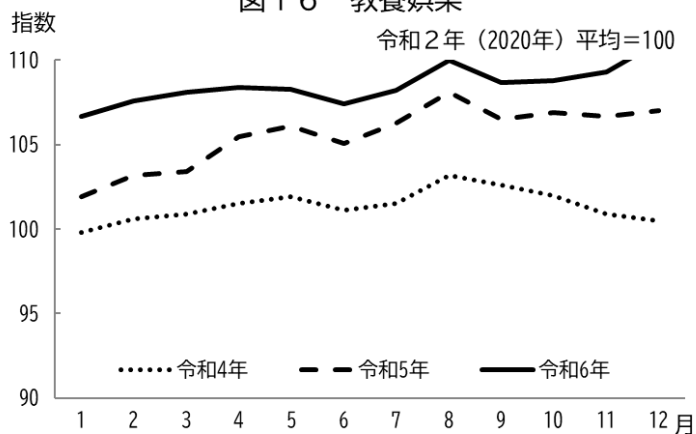
年平均指数：108.5

前年比：2.8%

〔内訳〕		(前年比)
教養娯楽用耐久財	...	2.3%
教養娯楽用品	...	3.6%
書籍・他の印刷物	...	2.4%
教養娯楽サービス	...	2.7%

図16 教養娯楽

令和2年(2020年)平均=100



(10) 諸雑費

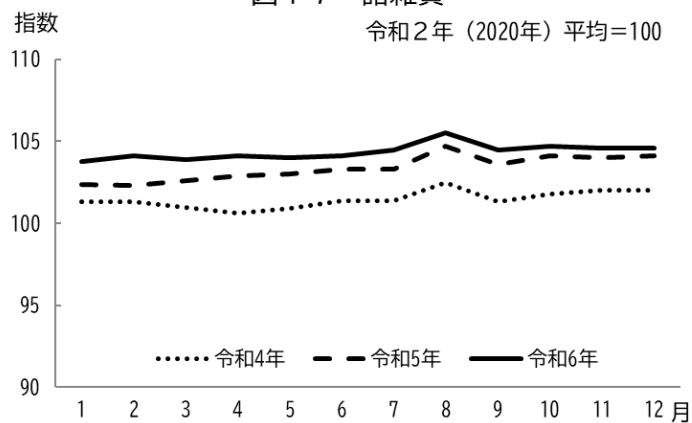
年平均指数：104.4

前年比：1.0%

〔内訳〕		(前年比)
理美容サービス	...	1.1%
理美容用品	...	0.0%
身の回り用品	...	3.9%
たばこ	...	0.2%
他の諸雑費	...	1.0%

図17 諸雑費

令和2年(2020年)平均=100



統計表

第1表 福井市消費者物価指数（大分類）および変化率 その1

令和2年（2020年）=100

費目		総 合			食 料			住 居			光 熱 ・ 水 道		
		指数	前月比 (%)	前年 (同月) 比(%)	指数	前月比 (%)	前年 (同月) 比(%)	指数	前月比 (%)	前年 (同月) 比(%)	指数	前月比 (%)	前年 (同月) 比(%)
年月													
平成 26 年		96.6	-	2.8	90.8	-	3.9	99.7	-	0.1	93.2	-	4.5
平成 27 年		97.5	-	1.0	94.1	-	3.7	99.9	-	0.2	91.6	-	-1.7
平成 28 年		97.8	-	0.3	95.4	-	1.4	100.1	-	0.2	89.1	-	-2.8
平成 29 年		98.1	-	0.4	95.4	-	0.0	100.0	-	-0.1	92.3	-	3.6
平成 30 年		99.1	-	1.0	97.0	-	1.7	99.8	-	-0.2	95.9	-	3.9
令和 元 年		99.9	-	0.8	98.5	-	1.6	99.6	-	-0.2	100.7	-	5.0
令和 2 年		100.0	-	0.1	100.0	-	1.5	100.0	-	0.4	100.0	-	-0.7
令和 3 年		99.5	-	-0.5	99.3	-	-0.7	100.7	-	0.7	102.5	-	2.5
令和 4 年		101.6	-	2.1	104.1	-	4.8	101.1	-	0.4	111.3	-	8.6
令和 5 年		104.8	-	3.1	112.3	-	7.9	101.3	-	0.3	107.6	-	-3.4
令和 6 年		107.0	-	2.2	116.8	-	4.0	100.4	-	-1.0	114.6	-	6.6
5 年	1 月	104.0	0.5	4.0	109.7	1.6	7.7	101.4	0.0	0.5	116.7	0.4	8.4
	2 月	102.9	-1.1	2.7	109.7	0.0	7.8	101.2	-0.1	0.4	101.1	-13.3	-6.9
	3 月	103.2	0.3	2.8	110.8	1.0	8.4	101.3	0.0	0.4	100.7	-0.4	-7.8
	4 月	104.3	1.1	3.5	111.3	0.4	8.7	101.2	0.0	0.3	106.1	5.3	-3.0
	5 月	104.1	-0.3	3.3	112.0	0.7	9.9	101.3	0.0	0.3	100.6	-5.2	-8.3
	6 月	104.8	0.7	3.7	111.6	-0.4	9.1	101.3	0.0	0.3	112.0	11.3	2.0
	7 月	105.3	0.5	3.6	112.8	1.1	9.1	101.3	0.1	0.2	109.9	-1.9	-0.5
	8 月	105.3	0.1	3.3	112.9	0.0	8.5	101.3	0.0	0.2	108.0	-1.7	-3.3
	9 月	105.5	0.1	3.0	114.3	1.3	8.7	101.3	0.0	0.2	105.5	-2.3	-6.8
	10 月	106.0	0.5	2.6	114.8	0.5	6.4	101.3	0.0	0.1	109.4	3.7	-4.6
	11 月	106.0	0.1	2.4	114.4	-0.3	5.7	101.5	0.2	0.2	110.5	1.1	-4.1
	12 月	105.7	-0.3	2.2	113.3	-1.0	4.9	101.5	0.0	0.2	110.2	-0.3	-5.2
6 年	1 月	106.0	0.3	1.9	114.5	1.1	4.4	101.7	0.2	0.3	110.2	0.0	-5.6
	2 月	105.9	-0.1	2.9	114.1	-0.4	4.0	101.8	0.0	0.5	109.8	-0.4	8.5
	3 月	105.9	0.0	2.6	114.0	-0.1	2.9	101.8	0.1	0.6	109.8	0.0	9.0
	4 月	106.1	0.2	1.7	115.1	1.0	3.4	100.4	-1.4	-0.8	109.7	-0.1	3.5
	5 月	106.8	0.6	2.6	116.2	1.0	3.8	100.4	0.0	-0.8	114.0	3.9	13.3
	6 月	106.8	0.0	2.0	115.1	-0.9	3.2	100.6	0.2	-0.6	117.6	3.2	5.0
	7 月	107.1	0.3	1.8	115.7	0.5	2.6	99.8	-0.8	-1.5	121.5	3.3	10.6
	8 月	107.4	0.3	2.0	116.3	0.5	3.1	99.8	0.0	-1.5	121.2	-0.2	12.3
	9 月	107.2	-0.2	1.7	118.8	2.1	3.9	99.8	0.0	-1.5	112.2	-7.4	6.3
	10 月	107.6	0.4	1.6	119.8	0.9	4.4	99.3	-0.5	-2.0	112.5	0.3	2.9
	11 月	108.3	0.6	2.1	120.9	0.9	5.6	99.3	0.0	-2.2	115.9	3.0	4.8
	12 月	108.9	0.6	3.0	121.2	0.2	6.9	99.5	0.2	-2.0	121.1	4.5	9.9

※変化率（前月比、前年（同月）比）は端数処理前の指数から計算しているため、公表値（端数処理済）を用いて計算した値とは一致しない場合がある。

第1表 福井市消費者物価指数（大分類）および変化率 その2

令和2年（2020年）=100

費目		家具・家事用品			被服及び履物			保健医療			交通・通信		
		指数	前月比 (%)	前年 (同月) 比(%)	指数	前月比 (%)	前年 (同月) 比(%)	指数	前月比 (%)	前年 (同月) 比(%)	指数	前月比 (%)	前年 (同月) 比(%)
年月													
平成 26 年		101.9	-	4.0	87.5	-	1.1	95.9	-	1.2	104.2	-	2.7
平成 27 年		104.2	-	2.2	90.1	-	3.0	97.3	-	1.4	101.6	-	-2.5
平成 28 年		102.3	-	-1.8	93.1	-	3.3	98.3	-	1.0	99.4	-	-2.1
平成 29 年		98.9	-	-3.3	94.8	-	1.8	98.4	-	0.1	99.9	-	0.5
平成 30 年		98.3	-	-0.6	96.1	-	1.4	100.2	-	1.8	100.9	-	1.0
令和 元 年		98.1	-	-0.2	97.8	-	1.8	99.6	-	-0.6	100.0	-	-0.9
令和 2 年		100.0	-	2.0	100.0	-	2.2	100.0	-	0.4	100.0	-	0.0
令和 3 年		101.7	-	1.7	97.4	-	-2.6	100.5	-	0.5	94.3	-	-5.7
令和 4 年		105.9	-	4.2	97.0	-	-0.4	100.8	-	0.3	92.3	-	-2.1
令和 5 年		112.4	-	6.1	99.1	-	2.2	103.0	-	2.2	94.5	-	2.3
令和 6 年		117.9	-	4.9	99.9	-	0.8	103.5	-	0.5	95.5	-	1.1
5 年	1 月	108.7	-1.8	8.4	97.2	-1.3	2.2	102.0	0.1	1.8	93.2	0.0	2.3
	2 月	109.5	0.7	9.9	97.0	-0.2	3.0	102.3	0.3	2.1	93.3	0.1	2.1
	3 月	109.5	0.0	9.9	99.0	2.0	4.1	102.1	-0.2	1.2	93.4	0.1	1.8
	4 月	116.7	6.6	12.9	99.6	0.6	1.6	102.9	0.8	2.2	93.4	0.0	1.8
	5 月	113.7	-2.6	11.1	99.5	-0.1	0.6	103.3	0.4	2.8	93.5	0.1	2.1
	6 月	111.6	-1.8	3.3	99.6	0.1	0.1	104.1	0.8	3.5	93.6	0.1	1.7
	7 月	112.7	1.0	4.4	98.6	-1.0	1.3	103.5	-0.6	3.1	95.2	1.7	2.3
	8 月	111.3	-1.3	2.8	96.0	-2.6	2.0	103.7	0.2	3.0	95.9	0.8	3.1
	9 月	112.6	1.2	3.5	101.0	5.1	4.0	103.1	-0.5	2.7	95.7	-0.3	2.8
	10 月	112.6	0.0	1.8	101.2	0.2	4.1	103.1	-0.1	2.2	95.5	-0.2	2.8
	11 月	114.5	1.7	2.6	101.5	0.4	2.7	103.1	0.0	1.0	95.4	-0.1	2.5
	12 月	115.4	0.7	4.2	99.4	-2.1	1.0	102.9	-0.2	1.0	95.7	0.3	2.7
6 年	1 月	115.5	0.1	6.2	98.4	-1.0	1.3	102.5	-0.4	0.4	95.7	0.0	2.7
	2 月	114.4	-0.9	4.5	97.7	-0.8	0.7	102.9	0.4	0.5	95.4	-0.3	2.3
	3 月	112.9	-1.3	3.1	99.8	2.2	0.8	103.1	0.2	1.0	95.2	-0.2	1.9
	4 月	117.0	3.6	0.2	100.9	1.1	1.3	102.7	-0.4	-0.2	95.8	0.6	2.6
	5 月	118.6	1.4	4.3	100.8	-0.2	1.2	102.8	0.0	-0.5	95.6	-0.3	2.2
	6 月	117.8	-0.7	5.5	100.7	0.0	1.1	103.8	1.0	-0.3	95.8	0.2	2.3
	7 月	118.8	0.9	5.4	98.1	-2.6	-0.6	103.3	-0.4	-0.1	95.7	-0.1	0.6
	8 月	120.9	1.7	8.6	96.3	-1.9	0.2	103.6	0.2	-0.1	95.2	-0.5	-0.7
	9 月	118.2	-2.2	4.9	101.4	5.3	0.4	103.6	0.0	0.4	95.1	-0.2	-0.6
	10 月	120.5	2.0	7.0	101.0	-0.4	-0.2	104.6	1.0	1.5	95.5	0.4	-0.1
	11 月	121.3	0.6	5.9	101.7	0.7	0.2	104.6	0.0	1.4	95.7	0.2	0.3
	12 月	118.9	-2.0	3.0	102.2	0.5	2.8	104.5	-0.1	1.5	95.9	0.2	0.2

※変化率（前月比、前年（同月）比）は端数処理前の指数から計算しているため、公表値（端数処理済）を用いて計算した値とは一致しない場合がある。

第1表 福井市消費者物価指数（大分類）および変化率 その3

令和2年（2020年）=100

費目 年月		教 育			教 養 娯 楽			諸 雑 費			生鮮食品を除く食料		
		指数	前月比 (%)	前年 (同月) 比(%)	指数	前月比 (%)	前年 (同月) 比(%)	指数	前月比 (%)	前年 (同月) 比(%)	指数	前月比 (%)	前年 (同月) 比(%)
平成 26 年		101.6	-	4.0	97.1	-	3.5	103.4	-	3.9	91.1	-	3.1
平成 27 年		104.2	-	2.6	97.8	-	0.6	104.8	-	1.4	94.0	-	3.1
平成 28 年		106.5	-	2.1	98.7	-	0.9	105.7	-	0.8	95.0	-	1.1
平成 29 年		107.8	-	1.2	99.0	-	0.3	106.0	-	0.3	95.8	-	0.8
平成 30 年		108.1	-	0.3	99.2	-	0.2	106.7	-	0.6	97.1	-	1.4
令和 元 年		107.0	-	-1.0	100.6	-	1.4	105.5	-	-1.1	99.2	-	2.2
令和 2 年		100.0	-	-6.6	100.0	-	-0.6	100.0	-	-5.2	100.0	-	0.8
令和 3 年		100.3	-	0.3	100.7	-	0.7	100.8	-	0.8	99.5	-	-0.5
令和 4 年		102.0	-	1.7	101.4	-	0.6	101.5	-	0.7	103.6	-	4.2
令和 5 年		102.9	-	0.9	105.6	-	4.2	103.4	-	1.9	104.3	-	2.9
令和 6 年		103.0	-	0.1	108.5	-	2.8	104.4	-	1.0	115.6	-	3.4
5 年	1 月	102.4	0.0	1.4	101.9	1.4	2.2	102.4	0.3	1.0	103.6	0.2	3.9
	2 月	102.4	0.0	1.4	103.2	1.2	2.6	102.3	0.0	1.0	102.4	-1.1	2.5
	3 月	102.4	0.0	1.3	103.4	0.2	2.5	102.6	0.2	1.5	102.8	0.4	2.6
	4 月	103.1	0.7	0.7	105.5	2.0	4.0	102.9	0.3	2.3	103.9	1.1	3.3
	5 月	103.1	0.0	0.7	106.1	0.6	4.2	103.0	0.1	2.1	103.6	-0.3	3.0
	6 月	103.1	0.0	0.7	105.1	-1.0	4.0	103.3	0.2	1.8	104.6	1.0	3.6
	7 月	103.1	0.0	0.7	106.3	1.1	4.8	103.3	0.0	1.8	104.9	0.3	3.4
	8 月	103.1	0.1	0.8	108.1	1.7	4.8	104.7	1.3	2.1	105.0	0.1	3.2
	9 月	103.1	0.0	0.8	106.5	-1.5	3.8	103.6	-1.0	2.3	104.8	-0.1	2.5
	10 月	103.1	0.0	0.8	106.9	0.4	4.9	104.1	0.5	2.3	105.2	0.3	2.1
	11 月	103.1	0.0	0.8	106.7	-0.2	5.8	104.0	-0.1	2.0	105.4	0.2	2.1
	12 月	103.1	0.0	0.8	107.0	0.3	6.5	104.1	0.1	2.1	105.4	0.0	2.0
6 年	1 月	103.2	0.0	0.8	106.7	-0.3	4.7	103.8	-0.3	1.4	113.6	0.1	4.3
	2 月	103.2	0.0	0.8	107.6	0.8	4.3	104.1	0.3	1.7	113.8	0.2	4.4
	3 月	103.2	0.0	0.8	108.1	0.5	4.5	103.9	-0.2	1.3	113.5	-0.2	2.9
	4 月	103.0	-0.2	-0.1	108.4	0.2	2.7	104.1	0.2	1.2	114.0	0.4	2.9
	5 月	103.0	0.0	-0.1	108.3	0.0	2.1	104.0	-0.1	1.0	114.3	0.3	2.6
	6 月	103.0	0.0	-0.1	107.4	-0.9	2.2	104.1	0.1	0.8	114.3	0.0	2.1
	7 月	103.0	0.0	-0.1	108.2	0.7	1.8	104.5	0.4	1.2	115.2	0.8	2.4
	8 月	103.0	0.0	-0.2	110.0	1.7	1.7	105.5	0.9	0.8	115.0	-0.2	2.0
	9 月	103.0	0.0	-0.2	108.7	-1.2	2.1	104.5	-0.9	0.9	116.8	1.6	3.2
	10 月	103.0	0.0	-0.2	108.8	0.1	1.7	104.7	0.2	0.6	118.3	1.3	4.6
	11 月	103.0	0.0	-0.2	109.3	0.5	2.4	104.6	-0.1	0.6	119.1	0.6	5.0
	12 月	103.0	0.0	-0.2	111.1	1.7	3.8	104.6	0.0	0.5	118.7	-0.3	4.6

※変化率（前月比、前年（同月）比）は端数処理前の指数から計算しているため、公表値（端数処理済）を用いて計算した値とは一致しない場合がある。

第2表 中分類指数（福井市）

令和6年平均
令和2年（2020年）=100

費 目	ウエイト	年平均	前 年 上昇率 (%)	費 目	ウエイト	年平均	前 年 上昇率 (%)
総 合	10000	107.0	2.2	被服及び履物	304	99.9	0.8
生 鮮 食 品 を 除 く 総 合	9590	106.3	1.9	衣 料	120	97.6	0.0
持家の帰属家賃を除く総合	8134	109.0	3.0	和 服	3	109.0	5.5
持家の帰属家賃及び生鮮食品を除く総合	7724	108.2	2.8	洋 服	118	97.4	-0.1
食料（酒類を除く）及びエネルギーを除く総合	6622	101.3	0.7	シャツ・セーター・下着類	97	92.6	0.3
生鮮食品及びエネルギーを除く総合	8781	104.9	1.5	シャツ・セーター類	64	91.0	1.2
食 料	2672	116.8	4.0	下 着 類	33	95.7	-1.4
生 鮮 食 品 ¹⁾	410	123.8	7.2	履 物 類	42	106.6	-1.4
生 鮮 食 品 を 除 く 食 料	2262	115.6	3.4	他 の 被 服 類	23	115.0	3.8
穀 類	233	120.5	8.6	被 服 関 連 サ ー ビ ス	21	116.6	7.7
魚 介 類	199	128.0	2.3	保 健 医 療	438	103.5	0.5
（うち）生 鮮 魚 介 類	113	130.5	2.6	医薬品・健康保持用摂取品	115	105.9	-0.2
肉 類	256	113.1	4.0	保 健 医 療 用 品 ・ 器 具	100	112.8	2.3
乳 卵 類	124	122.7	1.1	保 健 医 療 サ ー ビ ス	223	98.1	-0.1
野 菜 ・ 海 藻 類	307	120.5	7.6	交 通 ・ 通 信	1388	95.5	1.1
（うち）生 鮮 野 菜 類	197	122.0	9.1	交 通	81	103.9	2.9
果 物 類	108	117.3	8.9	自 動 車 等 関 係 費	837	108.0	1.8
（うち）生 鮮 果 物 類	99	119.6	9.3	通 信	470	71.8	-1.1
油 脂 ・ 調 味 料 類	113	115.8	1.1	教 育	286	103.0	0.1
菓 子 類	237	119.7	3.4	授 業 料 等	230	102.8	-0.1
調 理 食 品 類	404	116.2	2.7	教 科 書 ・ 学 習 参 考 教 材	8	108.2	2.9
飲 料 類	152	113.8	5.2	補 習 教 育	48	103.2	0.5
酒 類	102	107.0	0.2	教 養 娛 楽	825	108.5	2.8
外 食	437	110.2	2.5	教 養 娛 楽 用 耐 久 財	65	106.7	2.3
住 居	2315	100.4	-1.0	教 養 娛 楽 用 用 品	165	106.5	3.6
持家の帰属家賃を除く住居	449	108.6	2.4	書 籍 ・ 他 の 印 刷 物	106	105.7	2.4
家 賃	2088	98.6	-1.7	教 養 娛 楽 サ ー ビ ス	489	110.1	2.7
持家の帰属家賃を除く家賃	221	100.3	-0.6	諸 雑 費	586	104.4	1.0
設 備 修 繕 ・ 維 持	228	116.7	5.0	理 美 容 サ ー ビ ス	113	107.3	1.1
光 熱 ・ 水 道	811	114.6	6.6	理 美 容 用 品	149	99.0	0.0
電 気 代	455	119.6	11.7	身 の 回 り 用 品	54	112.3	3.9
ガ ス 代	131	109.3	-0.2	た ば こ	34	114.4	0.2
他 の 光 熱	36	148.5	1.7	他 の 諸 雑 費	235	103.1	1.0
上 下 水 道 料	189	100.0	0.0	家 具 ・ 家 事 用 品	375	117.9	4.9
家 具 ・ 家 事 用 品	375	117.9	4.9	家 庭 用 耐 久 財	152	115.5	6.1
家 庭 用 耐 久 財	152	115.5	6.1	室 内 装 備 品	18	125.7	3.7
家 具 類	30	93.0	-1.0	寝 具 類	30	93.0	-1.0
家 事 雑 貨	64	131.5	7.0	家 事 雑 貨	64	131.5	7.0
家 事 用 消 耗 品	97	120.9	3.5	家 事 用 消 耗 品	97	120.9	3.5
家 事 サ ー ビ ス	15	105.6	3.1	家 事 サ ー ビ ス	15	105.6	3.1

- 1) 生鮮魚介、生鮮野菜、生鮮果物
- 2) 電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油、ガソリン
- 3) 教育の全品目、学校給食の全品目、文房具の全品目、男子用学校制服、女子用学校制服、通学定期（JR）、通学定期（JR以外）、学習用机、通学用かばん
- 4) 学習用机、文房具および自動車教習料を除く教養娯楽の全品目、普通運賃（JR）、料金（JR、在来線）、料金（JR、新幹線）、普通運賃（JR以外）、一般路線バス代、高速バス代、航空運賃、旅行用かばん
- 5) 通信料（固定電話）、通信料（携帯電話）、放送受信料（NHK）、放送受信料（ケーブル）、放送受信料（NHK・ケーブル以外）、インターネット接続料、ウェブコンテンツ利用料

第3表 年度別消費者物価総合指数（昭和45年度～令和5年度）

令和2年（2020年）=100

年度	福井市		全国	
	指数	前年度比 (%)	指数	前年度比 (%)
昭和45年度	31.8	-	31.4	-
46	33.9	6.5	33.3	5.9
47	36.3	7.3	35.2	5.7
48	42.0	15.4	40.7	15.6
49	50.1	19.3	49.1	20.9
50	55.7	11.3	54.2	10.4
51	60.7	9.0	59.4	9.5
52	64.7	6.5	63.5	6.9
53	66.7	3.0	65.9	3.8
54	69.5	4.3	69.1	4.8
55	75.0	7.9	74.4	7.6
56	78.5	4.7	77.3	4.0
57	80.9	3.1	79.3	2.6
58	82.6	1.9	80.8	1.9
59	84.5	2.3	82.6	2.2
60	86.3	2.2	84.2	1.9
61	86.1	-0.2	84.2	0.0
62	86.4	0.4	84.6	0.5
63	86.8	0.4	85.3	0.8
平成元年度	89.4	3.1	87.7	2.9
2	92.7	3.7	90.4	3.3
3	94.9	2.4	92.9	2.8
4	95.9	1.1	94.5	1.6
5	96.6	0.8	95.6	1.2
6	96.7	0.1	96.0	0.4
7	96.3	-0.5	95.8	-0.1
8	95.9	-0.5	96.2	0.4
9	98.3	2.5	98.1	2.0

年度	福井市		全国	
	指数	前年度比 (%)	指数	前年度比 (%)
10	98.8	0.5	98.3	0.2
11	98.6	-0.2	97.8	-0.5
12	97.9	-0.6	97.2	-0.5
13	96.2	-1.7	96.3	-1.0
14	94.9	-1.3	95.7	-0.6
15	94.5	-0.4	95.5	-0.2
16	95.1	0.6	95.4	-0.1
17	95.2	0.3	95.2	-0.1
18	95.4	0.2	95.4	0.2
19	95.4	0.0	95.8	0.4
20	96.8	1.5	96.8	1.1
21	95.2	-1.7	95.2	-1.7
22	94.0	-0.9	94.7	-0.4
23	93.7	-0.3	94.6	-0.1
24	93.7	0.0	94.4	-0.3
25	94.2	0.5	95.2	0.9
26	97.1	3.1	98.0	2.9
27	97.7	0.6	98.2	0.2
28	97.9	0.2	98.2	-0.1
29	98.4	0.5	98.9	0.7
30	99.2	0.8	99.6	0.7
令和元年度	100.1	0.9	100.1	0.5
2	99.9	-0.2	99.9	-0.2
3	99.6	-0.3	100.0	0.1
4	102.4	2.9	103.2	3.2
5	105.4	2.9	106.3	3.0

※前年度比は端数処理前の指数から計算しているため、公表値（端数処理済）を用いて計算した値とは一致しない場合がある。

第4表 福井市主要品目の平均小売価格

その1

10大費目分類	食 料								
品 目	うるち米 (コシカカリ)	うるち米 (コシカカリを除く)	食パン	カップ麺 (78g入り)	小麦粉 (1kg入り)	まぐろ	さけ	ぶり	いか
単 位	5kg/1袋	5kg/1袋	1kg	1個	1袋	100 g	100 g	100 g	100 g
令和4年平均	2,085	1,965	523	171	300	485	456	337	165
令和5年平均	2,314	2,006	550	194	309	506	485	318	204
令和6年平均	2,822	2,454	559	199	321	488	514	373	202
令和6年1月	2,381	2,058	600	201	336	502	457	374	191
2月	2,381	2,103	512	201	300	517	507	362	158
3月	2,381	2,103	546	201	327	493	467	389	195
4月	2,381	2,103	569	212	336	504	488	364	169
5月	2,408	2,211	550	198	314	469	500	358	208
6月	2,408	2,238	566	198	306	493	511	314	201
7月	2,408	2,211	564	207	306	466	500	390	216
8月	2,408	2,301	542	190	328	484	565	375	217
9月	3,327	2,760	571	207	317	509	587	385	238
10月	3,813	3,030	569	190	325	466	511	381	206
11月	3,786	3,115	578	198	322	481	564	364	225
12月	3,786	3,219	543	190	330	475	511	418	-

10大費目分類	食 料								
品 目	牛肉 (国産ロース)	豚肉 (国産バラ)	鶏肉	牛乳 (店頭売り)	ヨーグルト (400g入り)	鶏卵	キャベツ	ほうれんそう	ねぎ
単 位	100 g	100 g	100 g	1,000mL /1本	1個	1パック	1kg	1kg	1kg
令和4年平均	715	269	131	230	168	221	169	999	614
令和5年平均	659	284	150	254	183	310	185	1,036	729
令和6年平均	667	314	147	263	190	289	239	1,027	696
令和6年1月	661	318	148	263	187	298	159	915	718
2月	657	318	148	263	190	292	152	631	631
3月	657	304	151	263	195	271	179	863	556
4月	664	304	144	263	198	284	257	948	550
5月	658	304	151	263	184	284	385	942	617
6月	661	304	145	263	188	284	212	910	697
7月	688	304	145	263	190	284	153	988	699
8月	661	310	145	263	193	284	180	1,202	673
9月	661	314	145	263	184	290	157	1,389	779
10月	703	322	145	263	193	295	223	1,378	905
11月	676	333	145	263	184	298	397	1,044	792
12月	661	327	151	263	193	298	411	1,115	731

10大費目分類	食 料								
品 目	じゃがいも	たまねぎ	トマト	豆腐	油揚げ	りんご (「ふじ」または 「つがる」)	バナナ	食用油 (900g入り)	チョコレート (50～55g入り)
単 位	1kg	1kg	1kg	1kg	1kg	1kg	1kg	1本	100 g
令和4年平均	394	408	654	420	2,014	705	326	420	215
令和5年平均	388	311	744	462	2,233	699	375	489	234
令和6年平均	443	384	847	476	2,470	832	401	450	268
令和6年1月	380	453	645	459	2,352	758	376	463	243
2月	328	472	616	459	2,583	791	393	441	243
3月	349	404	632	466	2,656	757	382	441	243
4月	428	346	860	466	2,430	824	373	419	249
5月	439	348	800	459	2,541	903	395	441	249
6月	540	384	699	459	2,265	973	378	408	249
7月	622	415	725	494	2,575	973	385	400	256
8月	602	419	760	487	2,265	1,042	423	414	277
9月	494	391	1,041	487	2,466	704	426	441	277
10月	398	315	1,163	487	2,410	695	425	446	291
11月	335	311	1,119	494	2,560	798	425	541	321
12月	398	351	1,104	494	2,532	770	425	541	314

(注1) 価格は、単純算術平均の結果を金額に応じて、銭未満、円未満で四捨五入してある。なお、価格は消費税込みの調査価格によるものである。なお、年の途中において調査銘柄の改正があった場合は、改正後の銘柄で平均価格を算出した。

(注2) 旬別に調査している生鮮食料品等の月平均価格は、上・中・下旬別の平均価格を単純算術平均した。

(注3) 「…」は調査期間(月)が指定されている品目について、調査期間でないため、調査を行わなかったものである。

第4表 福井市主要品目の平均小売価格

その2

10大費目分類	食 料							住居	光熱・水道
品 目	アイス クリーム	すし(弁当 (にぎりずし))	からあげ	茶飲料 (525～650mL 入り)	ビール (350mL× 6缶入り)	焼肉 (外食)	ビール (外食)	民営家賃	電気代
単 位	110mL/1個	1パック	100g	1000mL	1パック	1人前	1本	1か月・3.3㎡	1か月
令和4年平均	289	744	213	132	1,172	950	627	3,361	12,789
令和5年平均	309	793	209	171	1,201	955	602	3,357	11,873
令和6年平均	317	723	219	163	1,127	987	577	3,927	13,958
令和6年1月	329	820	211	173	1,128	955	577	3,955	13,019
2月	316	820	214	168	1,135	955	577	3,965	13,028
3月	316	820	211	164	1,135	955	577	3,968	13,006
4月	316	773	211	164	1,128	955	577	3,952	12,964
5月	316	773	211	164	1,128	955	577	3,940	13,841
6月	316	629	211	155	1,128	1010	577	3,936	14,547
7月	316	629	228	160	1,128	1010	577	3,912	15,319
8月	316	784	228	160	1,128	1010	577	3,918	15,284
9月	316	629	228	155	1,116	1010	577	3,914	13,533
10月	316	665	228	160	1,098	1010	577	3,892	13,555
11月	316	629	228	173	1,152	1010	577	3,890	14,194
12月	316	701	222	164	1,116	1010	577	3,883	15,209

10大費目分類	光熱・水道	家 具 家 事 用 品					被服及び履物		
品 目	灯油 (店頭売り)	電気冷蔵庫 (451～500L・IoT 機能付)	ルーム エアコン	布団	トイレット ペーパー	洗濯用洗剤 (850～900g 入り)	婦人用スリッパ (「J」ルージーンズ)	婦人用セーター (長袖又は 7分袖)	婦人靴
単 位	18L	1台	1台	1枚	1,000m	1kg	1本	1枚	1足
令和4年平均	2,200	258,888	80,035	8,903	674	363	2,912	6,540	13,090
令和5年平均	2,276	264,450	82,315	9,480	777	408	2,968	5,859	13,182
令和6年平均	2,316	261,808	93,192	8,860	797	460	3,148	5,797	10,655
令和6年1月	2,310	257,400	82,070	9,816	774	416	3,282	5,274	13,640
2月	2,283	237,600	86,533	8,969	799	416	3,282	5,274	12,430
3月	2,283	221,760	83,693	8,421	774	430	3,282	5,274	12,430
4月	2,343	233,733	100,193	9,148	774	430	3,282	...	12,430
5月	2,323	297,000	99,533	9,148	802	430	3,282	...	12,430
6月	2,323	283,800	98,427	9,148	810	408	3,282	...	12,430
7月	2,323	277,200	95,967	8,415	802	405	2,477	...	8,679
8月	2,267	277,200	102,667	8,415	810	587	2,477	...	8,679
9月	2,283	273,900	90,160	8,415	802	502	3,282	6,189	8,679
10月	2,343	273,900	95,967	8,782	802	486	3,282	6,189	8,679
11月	2,356	254,100	97,433	8,857	802	512	3,282	6,189	8,679
12月	2,350	254,100	85,660	8,782	811	496	3,282	6,189	8,679

10大費目分類	保健医療		交通通信	教養娯楽			諸 雑 費	
品 目	ドリンク剤 (100mL×10本 入り)	眼鏡	ガソリン (レギュラー)	トレーニング パンツ	切り花 (きく)	ゴルフプレー 料金(セルフ)	理髪料	ボディソープ (340mL入り)
単 位	1箱	1式	1L	1本	1本	1人	1回	1袋
令和4年平均	1,077	46,750	171	5,239	249	2,086	3,985	272
令和5年平均	1,087	45,833	175	6,133	263	2,300	4,100	272
令和6年平均	1,166	44,000	177	6,073	252	2,338	4,229	272
令和6年1月	1,114	44,000	179	6,050	262	2,330	4,125	272
2月	1,188	44,000	177	6,050	250	2,330	4,125	272
3月	1,188	44,000	177	6,050	254	2,339	4,125	272
4月	1,188	44,000	180	6,050	253	2,339	4,175	272
5月	1,188	44,000	179	6,050	250	2,339	4,175	272
6月	1,188	44,000	179	6,050	243	2,339	4,175	272
7月	1,114	44,000	178	6,050	243	2,339	4,175	272
8月	1,157	44,000	173	6,050	255	2,339	4,175	272
9月	1,127	44,000	173	6,325	254	2,339	4,175	272
10月	1,188	44,000	175	6,050	245	2,339	4,440	272
11月	1,188	44,000	176	6,050	251	2,339	4,440	272
12月	1,164	44,000	175	6,050	258	2,339	4,440	272

※「洗濯用洗剤」：令和6年8月基本銘柄改正 なお令和6年7月までは「合成洗剤、綿・麻・合成繊維用、液体、詰め替え用、袋入り（1,000～1,160g入り）」を調査。

※「食用油」：令和6年11月基本銘柄改正 なお令和6年10月までは「キャノーラ（なたね）油、ポリ容器入り（1,000g入り）」を調査。

※「茶飲料」：令和6年11月基本銘柄改正 なお令和6年10月までは「緑茶飲料、ペットボトル入り（525mL～600mL入り）」を調査。

第5表 主 要 指 標

	消費者物価指数 (総合)			企業物価 指数 [※]	家 計 (二人以上の勤労者世帯) (H19までは農林漁家世帯を除く)				全産業平均現金給与総額 (毎月勤労統計調査)	
	令和2年(2020年)=100			令和2年 (2020年) =100	福 井 市		全 国		(事業所規模30人以上)	
	福井市	北 陸	全 国	国 内	実収入 (円)	消費支出 (円)	実収入 (円)	消費支出 (円)	福井県 (円)	全国 (円)
平成元年	88.6	86.2	86.9	103.0	445,238	289,014	495,849	316,489	303,450	357,079
2	91.7	88.9	89.6	104.6	515,217	323,920	521,757	331,595	315,980	370,169
3	94.7	92.6	92.6	105.7	542,618	321,808	548,769	345,473	324,826	384,787
4	95.6	93.8	94.1	104.7	564,845	312,143	563,855	352,820	337,453	392,608
5	96.4	94.8	95.4	103.1	661,474	362,860	570,545	355,276	346,195	393,224
6	96.8	95.9	96.0	101.4	637,857	345,462	567,174	353,116	353,040	401,128
7	96.4	95.6	95.9	100.5	602,678	344,689	570,817	349,663	357,690	408,864
8	95.9	95.3	96.0	98.9	589,623	335,568	579,461	351,755	361,770	413,096
9	97.5	96.5	97.7	99.5	653,093	354,020	595,214	357,636	375,013	421,384
10	98.8	97.2	98.3	98.0	629,825	342,678	588,916	353,552	378,287	415,675
11	98.5	97.2	98.0	96.6	608,117	344,368	574,676	346,177	361,816	396,291
12	98.2	96.6	97.3	96.6	575,075	325,780	560,954	340,977	364,647	398,069
13	96.8	95.6	96.7	94.4	589,244	314,249	551,160	335,042	360,987	397,366
14	95.1	94.8	95.8	92.5	571,941	283,313	538,277	330,651	353,664	387,638
15	94.5	94.9	95.5	91.6	523,014	292,003	524,542	325,823	352,107	389,664
16	94.9	95.0	95.5	92.8	527,778	287,923	530,028	330,836	351,064	376,964
17	95.2	95.6	95.2	94.3	558,140	287,098	522,629	328,649	347,107	380,438
18	95.5	95.8	95.5	96.4	623,221	353,524	525,254	320,026	349,820	384,401
19	95.3	95.6	95.5	98.1	630,581	343,925	527,129	322,840	355,254	377,731
20	96.7	97.1	96.8	102.6	562,723	337,713	534,235	324,929	356,705	379,497
21	95.7	95.7	95.5	97.2	551,856	334,120	518,226	319,060	338,677	355,223
22	94.4	94.8	94.8	97.1	634,573	365,286	520,692	318,315	338,200	360,276
23	93.6	94.2	94.5	98.5	578,879	348,419	510,149	308,838	336,365	362,296
24	93.8	94.2	94.5	97.7	520,011	287,169	518,506	313,874	323,753	358,687
25	93.9	94.3	94.9	98.9	568,887	328,742	523,589	319,170	321,690	361,399
26	96.6	97.2	97.5	102.1	570,140	304,400	519,761	318,755	328,332	367,942
27	97.5	98.0	98.2	99.7	547,036	295,374	525,669	315,379	341,031	361,684
28	97.8	97.9	98.1	96.2	561,423	298,590	526,973	309,591	344,788	365,804
29	98.1	98.6	98.6	98.4	586,534	299,655	533,820	313,057	348,092	367,951
30	99.1	99.6	99.5	101.0	627,568	322,927	558,718	315,314	348,067	372,162
令和元年	99.9	100.0	100.0	101.2	611,545	310,652	586,149	323,853	347,716	371,408
2	100.0	100.0	100.0	100.0	621,170	290,464	609,535	305,811	341,808	365,100
3	99.5	99.6	99.8	104.6	638,683	287,448	605,316	309,469	348,816	368,493
4	101.6	102.0	102.3	114.9	663,848	315,597	617,654	320,627	350,095	379,732
5	104.8	105.1	105.6	119.6	677,771	305,636	608,182	318,755	346,120	386,985
6	107.0	107.9	108.5	122.6	674,320	334,732	636,155	325,137	348,147	397,789
令和4年 1月	100.0	100.4	100.3	109.5	581,831	311,807	479,805	314,358	286,527	310,087
2	100.2	100.7	100.7	110.4	606,340	245,330	540,712	285,289	282,734	305,157
3	100.5	101.1	101.1	111.5	466,240	344,055	503,128	343,686	317,721	330,619
4	100.8	101.5	101.5	113.5	546,403	299,529	539,738	344,126	300,592	321,785
5	100.7	101.7	101.8	113.5	503,914	294,113	489,745	314,979	291,942	314,136
6	101.1	101.6	101.8	114.5	899,623	330,371	916,705	300,489	479,584	561,918
7	101.6	102.2	102.3	115.4	837,707	412,254	657,263	317,575	421,621	439,461
8	102.0	102.5	102.7	115.9	577,984	280,608	563,963	322,438	286,347	313,414
9	102.4	102.7	103.1	117.0	534,969	351,407	499,438	313,989	291,654	314,098
10	103.3	103.3	103.7	118.2	623,221	348,186	568,282	328,684	289,304	312,841
11	103.5	103.3	103.9	119.2	510,618	263,951	502,259	308,122	298,384	328,417
12	103.5	103.7	104.1	119.9	1,277,324	305,554	1,150,808	353,794	654,661	702,042
令和5年 1月	104.0	104.2	104.7	119.9	487,376	279,421	495,706	331,130	279,343	316,337
2	102.9	103.3	104.0	119.6	618,031	249,421	557,655	298,749	278,383	309,496
3	103.2	103.7	104.4	119.7	484,600	256,048	498,581	340,016	306,651	335,655
4	104.3	104.3	105.1	120.1	626,926	269,664	553,975	334,229	288,308	324,953
5	104.1	104.3	105.1	119.3	523,183	272,009	469,992	311,830	282,942	327,254
6	104.8	104.9	105.2	119.2	965,876	278,473	898,984	298,405	481,941	580,898
7	105.3	105.4	105.7	119.5	794,169	288,831	637,866	306,293	418,106	446,498
8	105.3	105.7	105.9	119.8	721,801	319,842	544,043	311,510	281,731	318,026
9	105.5	105.9	106.2	119.6	597,925	314,058	487,499	311,728	285,237	317,453
10	106.0	106.7	107.1	119.3	670,496	419,089	559,898	330,590	283,465	319,761
11	106.0	106.5	106.9	119.6	517,089	295,421	494,181	301,718	322,527	330,677
12	105.7	106.3	106.8	119.9	1,125,786	425,361	1,099,805	348,859	645,418	712,710
令和6年 1月	106.0	106.6	106.9	120.3	501,773	316,157	497,383	313,165	277,596	320,657
2	105.9	106.2	106.9	120.5	598,035	366,253	561,495	307,765	277,425	313,408
3	105.9	106.4	107.2	120.9	557,945	344,595	513,734	353,810	293,839	339,957
4	106.1	107.0	107.7	121.5	537,196	281,432	566,457	345,020	286,928	330,504
5	106.8	107.5	108.1	122.4	558,452	278,084	500,231	318,560	283,038	334,010
6	106.8	107.8	108.2	122.7	902,193	271,112	957,457	300,228	509,630	602,589
7	107.1	108.2	108.6	123.4	766,657	298,607	694,483	312,568	419,005	459,951
8	107.4	108.7	109.1	123.1	650,123	274,096	574,334	318,764	287,627	327,096
9	107.2	108.3	108.9	123.5	544,937	282,410	493,942	308,417	287,781	326,714
10	107.6	109.0	109.5	124.0	659,763	604,727	580,675	327,613	281,800	328,293
11	108.3	109.4	110.0	124.4	546,799	351,031	514,409	316,535	296,803	344,743
12	108.9	110.1	110.7	124.8	1,267,972	348,279	1,179,259	379,200	674,257	741,317

※(国内)企業物価指数(日本銀行作成)とは、企業間で取引される商品(財)の価格を基準時点(令和2年)の価格を100とした指数にしたものである。(http://www.boj.or.jp/statistics/pi/cgpi_2020/index.htm)

消費者物価地域差指数

— 小売物価統計調査（構造編）2023年（令和5年）結果 —

総務省では、地域別の物価を明らかにすることを目的とし、小売物価統計調査（構造編）において、消費者物価地域差指数※を毎年作成しています。

この度、2023年（令和5年）の結果を取りまとめたので、公表します。

※各地域の物価水準を全国の物価水準を100とした指数値で示したものであり、全国平均を基準（＝100）とした指数を、地域別（地方10区分、都道府県、都道府県庁所在地及び政令指定都市）に作成したもの

1. 「総合」の物価水準（2ページ）

- ☐ 物価水準が最も高いのは東京都（104.5）で11年連続、次いで神奈川県（103.1）、一方、物価水準が最も低いのは鹿児島県（95.9）で、次いで宮崎県（96.1）
- ☐ 物価水準の都道府県間比率（最も高い都道府県÷最も低い都道府県）は1.09倍と2022年と同率
- ☐ 物価水準が高い東京都は「住居」が全国平均との差の要因として最もプラスに寄与し、物価水準が低い鹿児島県は「教養娯楽」が最もマイナスに寄与

2. 10大費目別の物価水準（5ページ）

- ☐ 物価水準が高い東京都及び神奈川県は、「住居」が最も高く、次いで「教育」が高くなっている
- ☐ 物価水準が低い鹿児島県は「被服及び履物」が最も低く、宮崎県は「教養娯楽」が最も低くなっている
- ☐ 物価水準の都道府県間比率が最も高いのは、「住居」（東京都÷石川県）及び「教育」（和歌山県÷富山県）の1.57倍
- ☐ 物価水準の都道府県間比率が最も低いのは、「保健医療」（高知県÷宮崎県）及び「交通・通信」（東京都÷岡山県）の1.05倍

※本資料の注意事項

消費者物価地域差指数における「総合」及び「住居」は「持家の帰属家賃」を含まない。

1. 「総合」の物価水準

- 物価水準が最も高いのは東京都(104.5)で11年連続、次いで神奈川県(103.1)、一方、物価水準が最も低いのは鹿児島県(95.9)で、次いで宮崎県(96.1)
- 物価水準の都道府県間比率(最も高い都道府県÷最も低い都道府県)は1.09倍と2022年と同率
- 物価水準が高い東京都は「住居」が全国平均との差の要因として最もプラスに寄与し、物価水準が低い鹿児島県は「教養娯楽」が最もマイナスに寄与

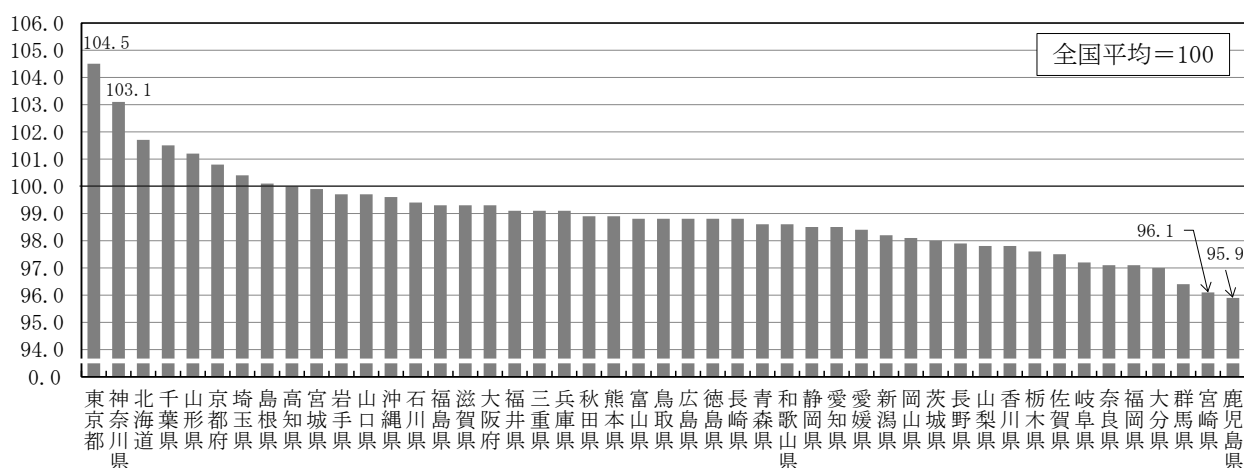
(1) 都道府県の物価水準

2023年（令和5年）平均消費者物価地域差指数（全国平均＝100）の「総合」を都道府県別にみると、東京都が104.5と最も高く、次いで神奈川県（103.1）などとなっており、小売物価統計調査（構造編）の調査を開始した2013年（平成25年）以降、11年連続で同様の傾向となっている。

一方、最も低いのは鹿児島県（95.9）で、次いで宮崎県（96.1）などとなっている。

(図 1、別表 1)

図1 消費者物価地域差指数（総合）（都道府県）



次に、物価水準の都道府県間比率（最も高い都道府県÷最も低い都道府県）をみると、1.09倍（＝東京都（104.5）÷鹿児島県（95.9））となっている。これは、2022年（令和4年）の都道府県間比率1.09倍（＝東京都（104.7）÷宮崎県（96.1））と同率となっている。

なお、指数が100（全国平均）以上の9都道府県のうち、4都県（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）が南関東の地域となっている。

(表 1)

表1 消費者物価地域差指数（総合）の推移（都道府県）

		2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
指数	最も高い	105.2	105.3	104.0	104.4	104.4	104.4	104.7	105.2	104.5	104.7	104.5
	最も低い	96.1	95.9	96.4	95.9	96.2	96.0	96.0	95.9	96.2	96.1	95.9
	都道府県間比率	1.09	1.10	1.08	1.09	1.09	1.09	1.09	1.10	1.09	1.09	1.09
都道府県	最も高い	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都
	最も低い	宮崎県	宮崎県	群馬県 宮崎県	群馬県	群馬県	宮崎県	宮崎県	宮崎県	宮崎県	宮崎県	鹿児島県
指数が100以上の都道府県の数		8	9	11	11	12	8	9	8	10	7	9

注）消費者物価地域差指数は、年次ごとに全国平均に対する当該地域の物価水準を相対的に表すものであるため、指数値の変化は、当該地域における物価水準の時系列変化を表すものではない。

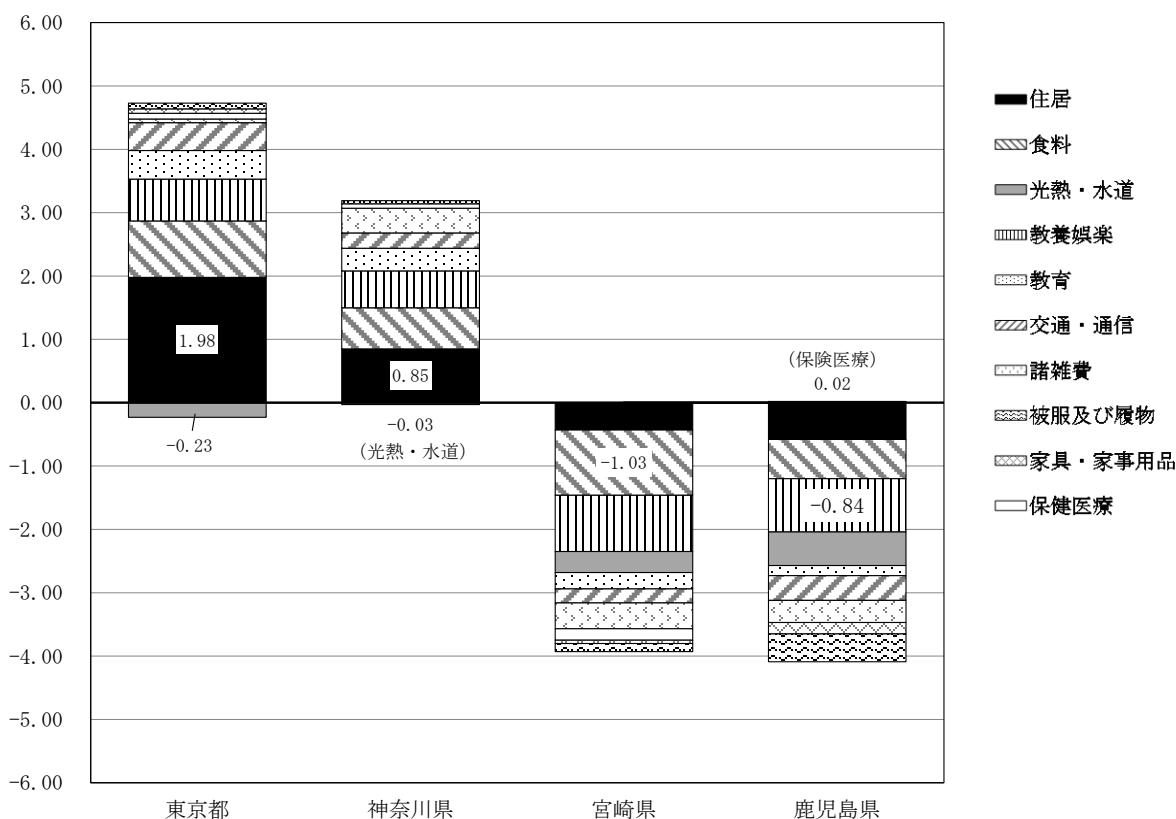
（２）都道府県の全国平均（100）との差（総合）に対する10大費目別寄与度

物価水準が高い東京都及び神奈川県について全国平均（100）との差（総合）に対する内訳として10大費目別寄与度をみると、いずれも「住居」（1.98及び0.85）が最もプラスに寄与しており、逆にマイナスに寄与しているのは「光熱・水道」（-0.23及び-0.03）のみとなっている。

一方、物価水準が低い鹿児島県では「教養娯楽」（-0.84）、宮崎県では「食料」（-1.03）が最もマイナスに寄与しており、逆にプラスに寄与しているのは、鹿児島県では「保健医療」（0.02）のみとなっており、宮崎県ではプラスに寄与している費目はなかった。

（図2）（全都道府県分は別表3及び別図）

図2 全国平均（100）との差（総合）に対する10大費目別寄与度
（東京都、神奈川県、宮崎県及び鹿児島県）



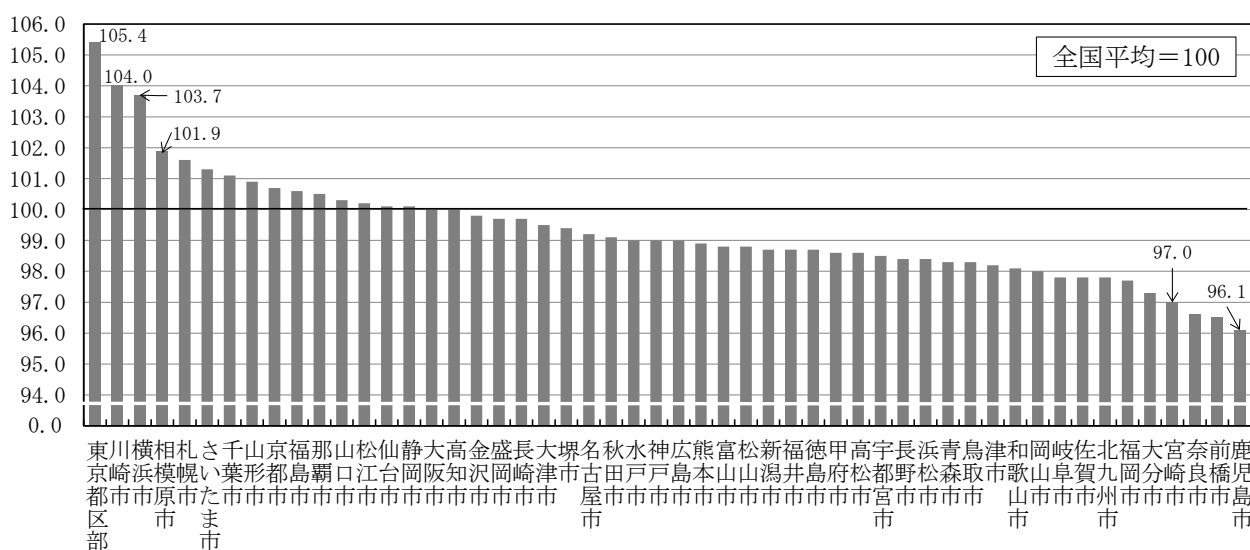
（３）都道府県と都市の物価水準の傾向

都市^(注)別にみると、物価水準が高い東京都及び神奈川県では、東京都区部105.4、川崎市104.0、横浜市103.7及び相模原市101.9といずれの都市も物価水準は高く、一方、物価水準が低い鹿児島県及び宮崎県では、鹿児島市96.1及び宮崎市97.0と両都市とも低くなっており、都道府県と都市の物価水準はほぼ同様の傾向となっている。

（図3、別表2）

（注）都道府県庁所在市（東京都は東京都区部）及び政令指定都市（川崎市、相模原市、浜松市、堺市及び北九州市）を指す。

図3 消費者物価地域差指数（総合）（都市）



2. 10大費目別の物価水準

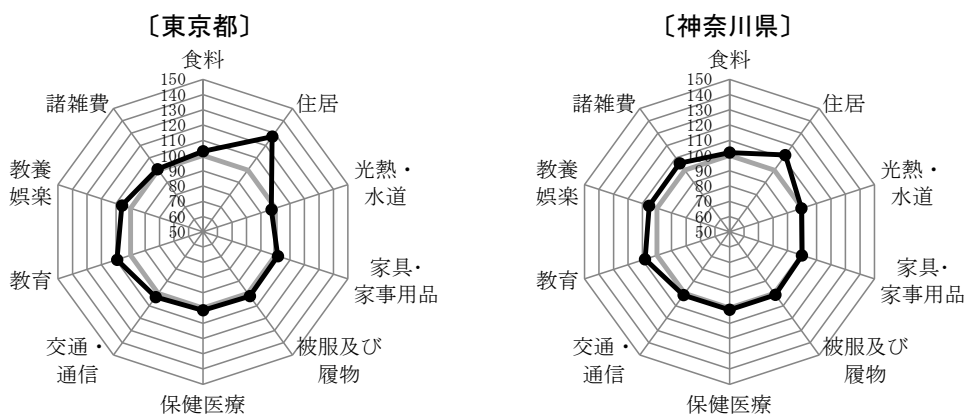
- 物価水準が高い東京都及び神奈川県は、「住居」が最も高く、次いで「教育」が高くなっている
- 物価水準が低い鹿児島県は「被服及び履物」が最も低く、宮崎県は「教養娯楽」が最も低くなっている
- 物価水準の都道府県間比率が最も高いのは、「住居」（東京都÷石川県）及び「教育」（和歌山県÷富山県）の1.57倍
- 物価水準の都道府県間比率が最も低いのは、「保健医療」（高知県÷宮崎県）及び「交通・通信」（東京都÷岡山県）の1.05倍

（1）都道府県の10大費目別消費者物価地域差指数

「総合」の物価水準が高い東京都及び神奈川県について、10大費目別に物価水準をみると、「住居」が最も高く、次いで「教育」が高くなっている。

（図4－1、別表1）

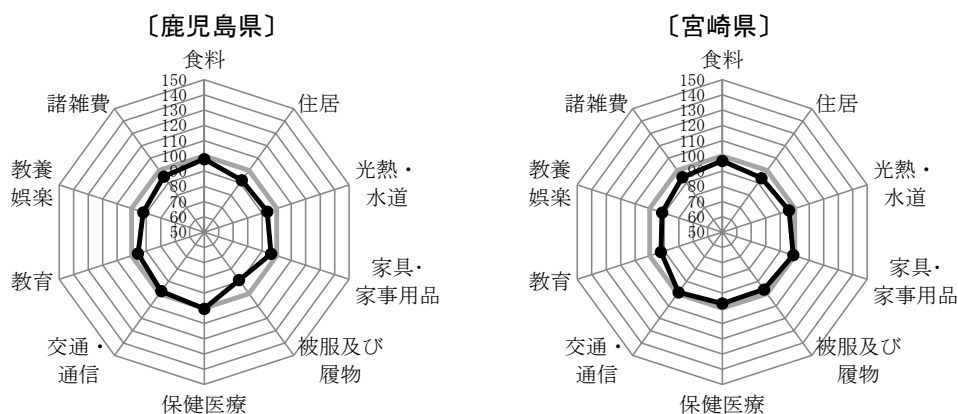
図4－1 10大費目別消費者物価地域差指数（東京都及び神奈川県）



一方、「総合」の物価水準が低い鹿児島県及び宮崎県をみると、鹿児島県は「被服及び履物」が最も低く、次いで「住居」及び「教養娯楽」が低くあり、宮崎県は「教養娯楽」が最も低く、次いで「教育」が低くなっている。

（図4－2、別表1）

図4－2 10大費目別消費者物価地域差指数（鹿児島県及び宮崎県）



次に、各10大費目において物価水準が最も高い都道府県及び最も低い都道府県について、10大費目別に物価水準をみると、以下のとおりとなっている。

(図4-3、別表1)

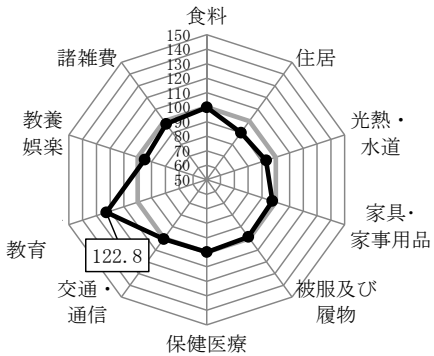
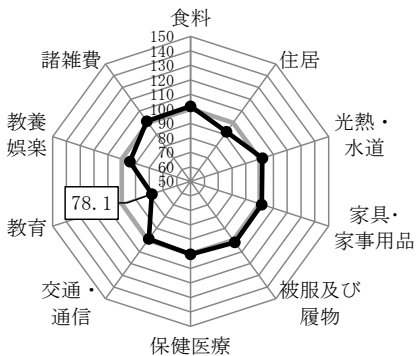
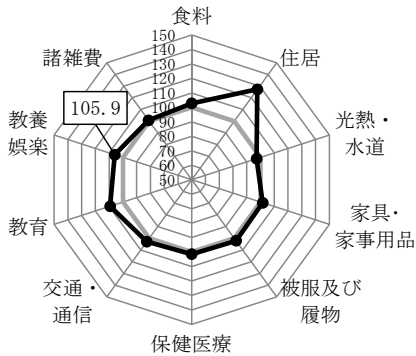
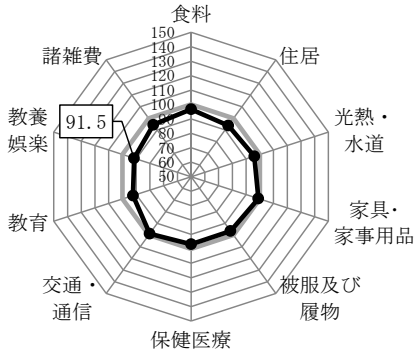
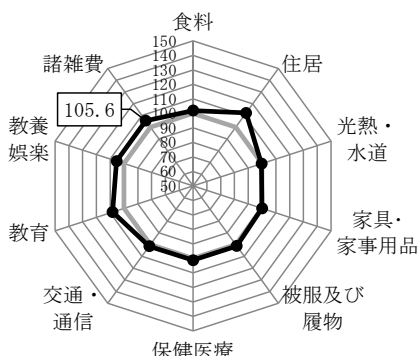
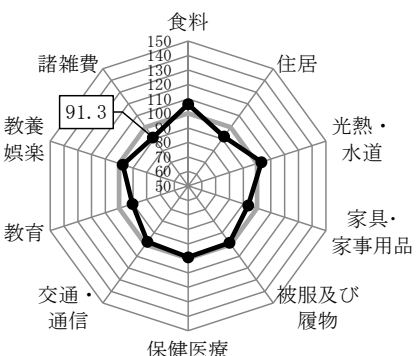
図4-3 10大費目別消費者物価地域差指数（都道府県）

10大費目	指数の値が最も高い都道府県	指数の値が最も低い都道府県
食料	〔沖縄県〕 費目別にみて「食料」が最も高い。	〔長野県〕 費目別にみて「食料」よりも「教育」などの方が低い。
住居	〔東京都〕 費目別にみて「住居」が最も高い。	〔石川県〕 費目別にみて「住居」が最も低い。
光熱・水道	〔北海道〕 費目別にみて「光熱・水道」が最も高い。	〔大阪府〕 費目別にみて「光熱・水道」が最も低い。

図 4 - 3 10大費目別消費者物価地域差指数（都道府県）（続き）

10大費目	指数の値が最も高い都道府県	指数の値が最も低い都道府県
家具・家事用品	〔香川県〕 費目別にみて「家具・家事用品」が最も高い。	〔沖縄県〕 費目別にみて「家具・家事用品」よりも「教育」などの方が低い。
被服及び履物	〔石川県〕 費目別にみて「被服及び履物」が最も高い。	〔鹿児島県〕 費目別にみて「被服及び履物」が最も低い。
保健医療	〔高知県〕 費目別にみて「保健医療」よりも「被服及び履物」の方が高い。	〔宮崎県〕 費目別にみて「保健医療」よりも「教養娯楽」などの方が低い。
交通・通信	〔東京都〕 費目別にみて「交通・通信」よりも「住居」などの方が高い。	〔岡山県〕 費目別にみて「交通・通信」よりも「住居」などの方が低い。

図 4－3 10大費目別消費者物価地域差指数（都道府県）（続き）

10大費目	指数の値が最も高い都道府県	指数の値が最も低い都道府県
教育	〔和歌山〕 費目別にみて「教育」が最も高い。 	〔富山県〕 費目別にみて「教育」が最も低い。 
教養娯楽	〔東京都〕 費目別にみて「教養娯楽」よりも「住居」などの方が高い。 	〔宮崎県〕 費目別にみて「教養娯楽」が最も低い。 
諸雑費	〔神奈川県〕 費目別にみて「諸雑費」よりも「住居」などの方が高い。 	〔沖縄県〕 費目別にみて「諸雑費」よりも「教育」の方が低い。 

（２）都道府県の10大費目別比率

10大費目別に物価水準の都道府県間比率をみると、「住居」及び「教育」が1.57倍と最も高く、次いで「光熱・水道」（1.34倍）などとなっている。

一方、都道府県間比率が最も低いのは、「保健医療」及び「交通・通信」の1.05倍で、次いで「食料」（1.11倍）などとなっている。

都道府県間比率について、2022年の結果と比較すると、「総合」は1.09倍と同率となっている。10大費目別にみると、「被服及び履物」（0.09ポイント）、「光熱・水道」（0.07ポイント）などで拡大している。一方、「住居」（-0.03ポイント）などで縮小している。

（表２）

表２ 10大費目別都道府県間比率

（全国平均＝100）

10大費目	指数（2023年）				都道府県間比率		
	最も高い都道府県		最も低い都道府県		2023年	2022年	差（2023年-2022年）
総合	東京都	104.5	鹿児島県	95.9	1.09	1.09	0.00
食料	沖縄県	106.4	長野県	95.9	1.11	1.10	0.01
住居	東京都	127.2	石川県	81.2	1.57	1.60	-0.03
光熱・水道	北海道	118.3	大阪府	88.0	1.34	1.27	0.07
家具・家事用品	香川県	104.7	沖縄県	93.6	1.12	1.12	0.00
被服及び履物	石川県	113.1	鹿児島県	88.9	1.27	1.18	0.09
保健医療	高知県	102.1	宮崎県	96.8	1.05	1.06	-0.01
交通・通信	東京都	102.9	岡山県	97.6	1.05	1.05	0.00
教育	和歌山県	122.8	富山県	78.1	1.57	1.58	-0.01
教養娯楽	東京都	105.9	宮崎県	91.5	1.16	1.14	0.02
諸雑費	神奈川県	105.6	沖縄県	91.3	1.16	1.15	0.01

別表 1 10大費目別消費者物価

都道府県	総合		家賃を 除く総合		食料		住居		光熱・ 水道		家具・ 家事用品	
			指数	順位								
北海道	101.7	3	102.7	1	102.4	5	87.2	36	118.3	1	100.9	17
青森県	98.6	28	99.6	17	98.4	33	90.5	28	112.0	3	98.9	27
岩手県	99.7	11	100.3	11	98.2	34	95.3	14	112.5	2	101.6	11
宮城県	99.9	10	100.1	12	99.0	29	96.7	10	104.5	15	100.9	17
秋田県	98.9	21	99.4	21	99.3	28	85.2	41	108.3	9	101.2	16
山形県	101.2	5	101.7	4	101.6	10	102.8	5	111.8	4	97.7	39
福島県	99.3	15	99.8	15	98.9	30	91.1	26	110.3	6	101.8	10
茨城県	98.0	35	98.4	36	98.0	39	94.0	18	108.7	8	94.2	46
栃木県	97.6	39	98.0	41	98.2	34	84.7	42	101.3	25	102.4	6
群馬県	96.4	45	97.0	45	96.8	45	87.3	35	100.8	28	97.5	40
埼玉県	100.4	7	100.1	12	98.1	36	108.3	4	97.1	38	102.4	6
千葉県	101.5	4	101.0	5	100.5	18	115.1	2	101.8	23	102.5	5
東京都	104.5	1	102.7	1	102.8	2	127.2	1	97.2	37	101.6	11
神奈川県	103.1	2	102.6	3	102.0	7	112.2	3	99.6	31	100.0	21
新潟県	98.2	33	98.5	35	99.5	26	85.5	40	100.9	27	95.8	45
富山県	98.8	23	99.2	27	101.8	8	92.2	22	102.0	22	101.6	11
石川県	99.4	14	100.0	14	101.8	8	81.2	47	103.6	17	98.3	34
福井県	99.1	18	99.5	20	102.3	6	86.6	37	98.3	34	103.3	3
山梨県	97.8	37	98.3	38	98.5	32	96.6	12	101.2	26	98.3	34
長野県	97.9	36	98.4	36	95.9	47	90.6	27	105.4	12	98.3	34
岐阜県	97.2	41	97.8	43	97.5	42	82.4	45	98.5	33	98.5	31
静岡県	98.5	30	98.8	31	97.6	41	100.5	7	101.7	24	102.2	9
愛知県	98.5	30	98.8	31	98.1	36	95.9	13	99.5	32	97.0	42
三重県	99.1	18	99.4	21	100.3	21	94.7	16	102.4	21	98.3	34
滋賀県	99.3	15	99.6	17	99.7	25	93.2	20	92.6	45	103.4	2
京都府	100.8	6	100.7	7	101.1	13	100.6	6	94.2	42	98.1	38
大阪府	99.3	15	99.4	21	99.5	26	94.6	17	88.0	47	99.8	24
兵庫県	99.1	18	99.2	27	100.0	22	97.4	9	91.0	46	102.4	6
奈良県	97.1	42	97.7	44	97.4	43	88.0	33	94.6	41	100.0	21
和歌山県	98.6	28	99.3	26	99.9	23	90.1	29	93.0	44	97.5	40
鳥取県	98.8	23	99.6	17	102.8	2	82.7	44	107.6	10	98.8	28
島根県	100.1	8	100.7	7	102.5	4	90.1	29	110.9	5	100.6	19
岡山県	98.1	34	98.6	34	100.6	16	84.1	43	106.0	11	98.4	33
広島県	98.8	23	99.2	27	101.1	13	88.5	32	104.8	14	96.8	43
山口県	99.7	11	100.4	9	101.6	10	95.0	15	109.7	7	101.5	14
徳島県	98.8	23	99.4	21	100.4	20	92.2	22	102.7	20	98.8	28
香川県	97.8	37	98.7	33	99.8	24	81.6	46	100.5	30	104.7	1
愛媛県	98.4	32	99.1	30	100.5	18	86.0	38	103.7	16	102.6	4
高知県	100.0	9	100.4	9	101.1	13	96.7	10	100.8	28	100.2	20
福岡県	97.1	42	98.0	41	98.1	36	88.0	33	97.7	36	98.8	28
佐賀県	97.5	40	98.3	38	97.3	44	88.8	31	103.5	18	99.0	25
長崎県	98.8	23	99.4	21	100.6	16	92.4	21	105.1	13	100.0	21
熊本県	98.9	21	99.7	16	101.2	12	98.9	8	95.6	40	98.5	31
大分県	97.0	44	98.1	40	98.7	31	85.7	39	98.2	35	101.3	15
宮崎県	96.1	46	97.0	45	96.7	46	93.8	19	96.0	39	99.0	25
鹿児島県	95.9	47	96.4	47	97.9	40	92.0	25	93.5	43	96.1	44
沖縄県	99.6	13	100.9	6	106.4	1	92.1	24	103.2	19	93.6	47

地域差指数（都道府県）

（全国平均＝100）

被服及び履物		保健医療		交通・通信		教育		教養娯楽		諸雑費		都道府県
指数	順位	指数	順位	指数	順位	指数	順位	指数	順位	指数	順位	
104.7	2	101.6	2	100.5	8	92.3	26	100.4	8	102.0	5	北海道
103.6	6	98.8	31	99.6	25	88.1	40	95.6	33	94.0	44	青森県
99.2	26	100.0	18	100.3	12	90.1	35	98.9	14	97.9	30	岩手県
101.7	15	101.3	5	99.9	21	91.8	30	100.5	7	100.9	11	宮城県
101.1	18	98.5	37	100.1	16	82.1	44	99.2	11	100.3	14	秋田県
96.3	41	97.9	44	101.2	4	102.6	11	97.3	20	96.9	38	山形県
102.3	11	98.7	33	100.0	20	93.4	25	94.8	39	99.4	20	福島県
96.5	39	98.7	33	97.8	43	92.2	28	96.7	25	97.8	32	茨城県
104.1	4	99.3	25	98.8	33	94.3	21	94.2	42	100.1	15	栃木県
100.2	23	98.6	35	98.5	37	79.1	46	98.0	17	97.0	37	群馬県
103.5	7	100.9	8	100.5	8	96.3	16	103.2	3	101.9	6	埼玉県
97.3	37	99.9	20	100.1	16	97.2	14	101.6	4	101.2	9	千葉県
102.2	12	101.5	4	102.9	1	109.3	5	105.9	1	100.8	13	東京都
101.2	17	101.2	6	101.4	3	108.3	6	105.4	2	105.6	1	神奈川県
104.0	5	98.1	40	99.3	27	93.9	22	99.0	12	99.1	21	新潟県
101.9	14	100.3	12	99.0	30	78.1	47	94.0	44	101.3	8	富山県
113.1	1	99.9	20	98.5	37	105.2	7	97.0	23	97.1	36	石川県
97.2	38	101.6	2	100.1	16	103.0	9	94.1	43	98.7	26	福井県
95.9	42	98.6	35	99.0	30	89.5	38	96.9	24	94.5	42	山梨県
98.9	27	99.3	25	101.2	4	87.2	41	98.3	15	98.9	25	長野県
99.5	25	98.1	40	100.6	7	90.0	36	97.2	21	101.2	9	岐阜県
97.8	34	100.4	11	100.4	11	83.1	43	99.0	12	96.5	40	静岡県
98.1	32	100.3	12	97.8	43	99.0	12	100.3	9	100.1	15	愛知県
99.6	24	99.3	25	100.1	16	94.6	20	96.5	26	97.5	34	三重県
100.9	20	98.9	30	100.3	12	114.9	4	95.8	31	103.7	2	滋賀県
97.8	34	98.2	39	101.6	2	115.1	3	101.3	5	102.7	3	京都府
98.9	27	99.4	24	100.8	6	122.3	2	100.8	6	99.6	18	大阪府
100.5	22	98.1	40	98.9	32	105.1	8	99.4	10	101.5	7	兵庫県
101.1	18	99.0	29	98.4	41	96.4	15	98.3	15	97.9	30	奈良県
98.7	29	99.9	20	100.5	8	122.8	1	95.0	38	97.6	33	和歌山県
102.9	8	97.6	46	98.6	36	91.1	31	94.3	41	98.5	29	鳥取県
95.4	43	100.9	8	99.4	26	95.8	17	95.3	36	98.6	27	島根県
101.3	16	100.2	16	97.6	47	89.6	37	94.7	40	99.0	24	岡山県
98.1	32	98.3	38	99.7	23	98.9	13	95.6	33	97.3	35	広島県
102.1	13	101.0	7	98.5	37	81.7	45	95.9	29	98.6	27	山口県
100.7	21	97.7	45	98.7	35	95.5	19	95.8	31	99.1	21	徳島県
90.1	46	98.8	31	100.3	12	91.1	31	96.1	28	102.3	4	香川県
97.4	36	99.6	23	99.1	28	90.7	33	97.2	21	96.9	38	愛媛県
104.7	2	102.1	1	100.3	12	93.5	24	96.4	27	100.9	11	高知県
95.0	45	100.6	10	97.8	43	93.9	22	97.4	18	99.1	21	福岡県
102.7	10	100.0	18	99.9	21	89.3	39	92.6	45	99.6	18	佐賀県
102.9	8	100.2	16	99.7	23	87.2	41	95.3	36	94.0	44	長崎県
98.2	31	100.3	12	99.1	28	92.2	28	95.9	29	99.9	17	熊本県
95.3	44	98.1	40	98.5	37	102.8	10	95.5	35	92.8	46	大分県
96.5	39	96.8	47	98.8	33	92.3	26	91.5	47	94.5	42	宮崎県
88.9	47	100.3	12	97.9	42	95.7	18	92.0	46	95.0	41	鹿児島県
98.5	30	99.2	28	97.7	46	90.3	34	97.4	18	91.3	47	沖縄県

別表2 消費者物価地域差指数（総合、家賃を除く総合及び食料）（都市）

（全国平均＝100）

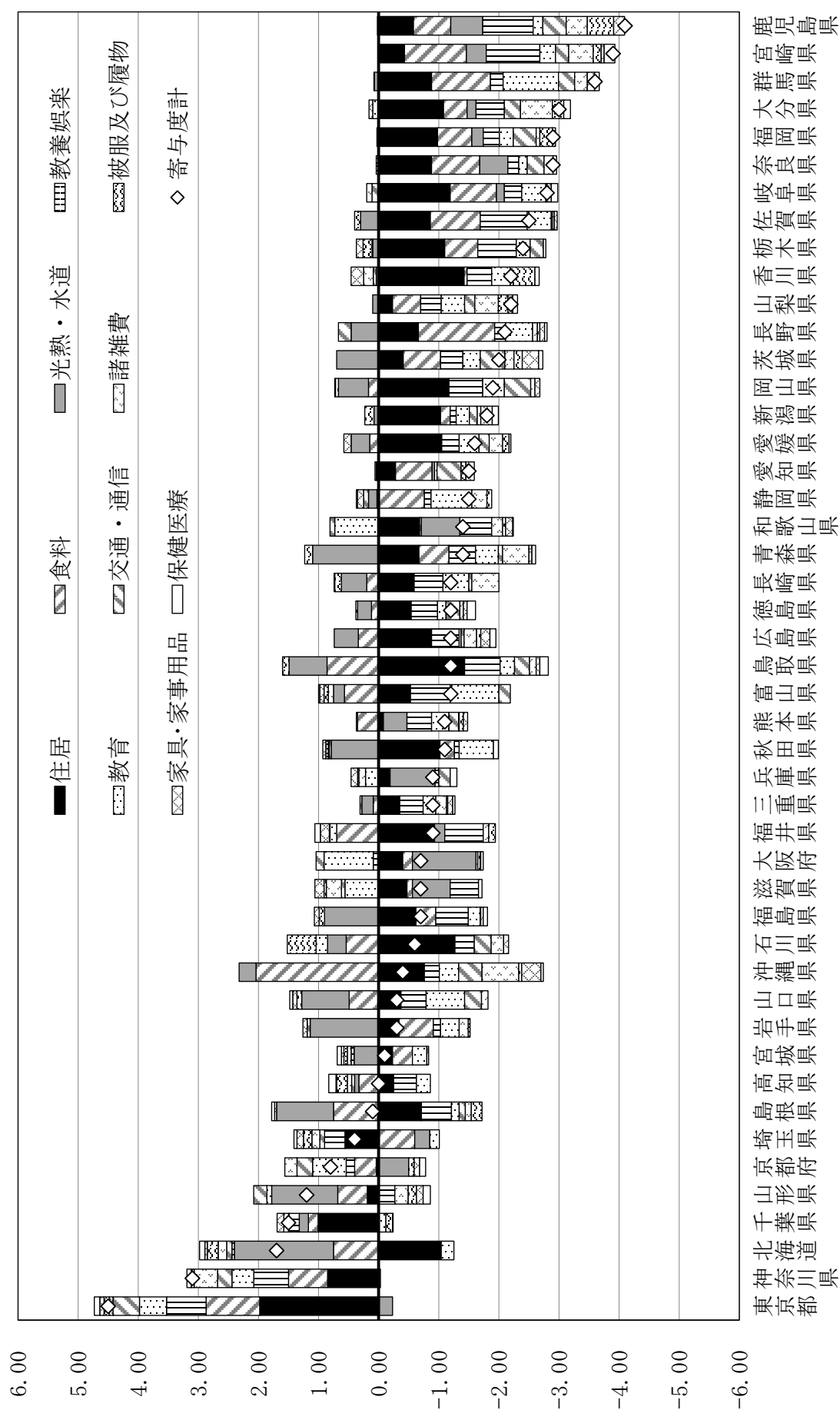
都市		総合				食料		都市		総合				食料		
		家賃を除く総合		家賃を除く総合												
		指数	順位	指数	順位	指数	順位			指数	順位	指数	順位	指数	順位	
都道府県庁所在地	札幌市	101.6	5	102.5	4	103.6	2	都道府県庁所在地	神戸市	99.0	25	99.0	38	99.5	33	
	青森市	98.3	39	99.1	35	98.4	43		奈良市	96.6	50	97.2	50	96.9	51	
	盛岡市	99.7	19	100.2	17	99.1	37		和歌山市	98.1	42	99.1	35	99.4	35	
	仙台市	100.1	14	100.3	16	99.5	33		鳥取市	98.3	39	99.3	29	101.9	12	
	秋田市	99.1	24	99.5	25	99.8	31		松江市	100.2	13	100.8	12	102.8	4	
	山形市	100.9	8	101.6	5	101.5	14		岡山市	98.0	43	98.4	46	101.0	19	
	福島市	100.6	10	101.1	10	101.4	16		広島市	99.0	25	99.3	29	101.5	14	
	水戸市	99.0	25	99.5	25	97.9	46		山口市	100.3	12	101.2	9	102.5	7	
	宇都宮市	98.5	36	99.0	38	99.9	30		徳島市	98.7	31	99.7	21	102.1	10	
	前橋市	96.5	51	97.1	51	97.3	50		高松市	98.6	34	99.5	25	100.9	21	
	さいたま市	101.3	6	101.1	10	99.0	39		松山市	98.8	29	99.6	23	100.9	21	
	千葉市	101.1	7	101.3	7	101.0	19		高知市	100.0	16	100.5	13	101.2	18	
	東京都区部	105.4	1	103.1	1	103.0	3		福岡市	97.7	47	98.5	44	98.7	42	
	横浜市	103.7	3	103.0	2	102.3	9		佐賀市	97.8	44	98.5	44	97.7	48	
	新潟市	98.7	31	99.1	35	100.9	21		長崎市	99.7	19	100.1	18	100.9	21	
	富山市	98.8	29	99.3	29	102.6	6		熊本市	98.9	28	99.8	20	100.5	26	
	金沢市	99.8	18	100.4	15	102.7	5		大分市	97.3	48	98.6	42	99.4	35	
	福井市	98.7	31	99.3	29	102.4	8		宮崎市	97.0	49	97.9	49	98.9	40	
	甲府市	98.6	34	99.2	34	100.1	27		鹿児島市	96.1	52	96.7	52	98.1	45	
	長野市	98.4	37	99.0	38	96.3	52		那覇市	100.5	11	101.3	7	107.1	1	
	岐阜市	97.8	44	98.3	48	97.6	49									
	静岡市	100.1	14	99.9	19	98.9	40									
	名古屋市	99.2	23	99.3	29	99.1	37	政令指定都市	川崎市	104.0	2	102.6	3	102.0	11	
	津市	98.2	41	98.6	42	98.4	43		相模原市	101.9	4	101.6	5	101.8	13	
	大津市	99.5	21	99.7	21	100.1	27		浜松市	98.4	37	98.7	41	97.9	46	
	京都市	100.7	9	100.5	13	101.3	17		堺市	99.4	22	99.6	23	99.6	32	
	大阪市	100.0	16	99.5	25	100.6	25		北九州市	97.8	44	98.4	46	100.1	27	

（注）都市とは都道府県庁所在地（東京都は東京都区部）及び政令指定都市（川崎市、相模原市、浜松市、堺市及び北九州市）のことである。

別表3 全国平均（100）との差（総合）に対する10大費目別寄与度（都道府県）

都道府県	食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費
北海道	0.75	-1.04	1.65	0.04	0.18	0.09	0.09	-0.21	0.04	0.14
青森県	-0.50	-0.67	1.10	-0.05	0.13	-0.06	-0.07	-0.38	-0.44	-0.44
岩手県	-0.57	-0.34	1.14	0.07	-0.03	0.00	0.05	-0.31	-0.12	-0.15
宮城県	-0.33	-0.23	0.41	0.04	0.06	0.07	-0.03	-0.24	0.05	0.06
秋田県	-0.24	-1.02	0.79	0.05	0.04	-0.08	0.03	-0.57	-0.08	0.02
山形県	0.49	0.19	1.10	-0.11	-0.14	-0.12	0.22	0.08	-0.27	-0.22
福島県	-0.33	-0.62	0.90	0.08	0.09	-0.07	-0.01	-0.20	-0.54	-0.04
茨城県	-0.62	-0.41	0.70	-0.27	-0.14	-0.07	-0.41	-0.29	-0.37	-0.15
栃木県	-0.55	-1.10	0.10	0.11	0.15	-0.04	-0.22	-0.23	-0.64	0.01
群馬県	-0.98	-0.88	0.07	-0.12	0.01	-0.08	-0.27	-0.92	-0.21	-0.21
埼玉県	-0.60	0.56	-0.25	0.11	0.14	0.05	0.08	-0.16	0.34	0.13
千葉県	0.16	1.01	0.15	0.11	-0.11	-0.01	0.01	-0.12	0.17	0.08
東京都	0.89	1.98	-0.23	0.07	0.09	0.09	0.44	0.45	0.66	0.06
神奈川県	0.65	0.85	-0.03	0.00	0.05	0.07	0.24	0.36	0.58	0.39
新潟県	-0.16	-1.03	0.08	-0.19	0.15	-0.10	-0.13	-0.22	-0.10	-0.06
富山県	0.57	-0.53	0.18	0.07	0.07	0.02	-0.19	-0.81	-0.66	0.09
石川県	0.54	-1.27	0.31	-0.08	0.48	0.00	-0.28	0.19	-0.32	-0.21
福井県	0.70	-0.93	-0.17	0.15	-0.11	0.09	0.01	0.11	-0.64	-0.09
山梨県	-0.47	-0.23	0.10	-0.08	-0.16	-0.08	-0.17	-0.39	-0.34	-0.39
長野県	-1.27	-0.66	0.46	-0.08	-0.04	-0.04	0.21	-0.45	-0.18	-0.08
岐阜県	-0.77	-1.19	-0.13	-0.07	-0.02	-0.11	0.11	-0.40	-0.29	0.09
静岡県	-0.76	0.03	0.14	0.10	-0.08	0.02	0.08	-0.68	-0.11	-0.25
愛知県	-0.61	-0.28	-0.04	-0.14	-0.08	0.02	-0.40	-0.04	0.03	0.01
三重県	0.09	-0.35	0.19	-0.08	-0.02	-0.04	0.03	-0.21	-0.39	-0.18
滋賀県	-0.09	-0.47	-0.63	0.15	0.04	-0.06	0.06	0.56	-0.47	0.25
京都府	0.36	0.04	-0.50	-0.09	-0.09	-0.10	0.26	0.56	0.14	0.20
大阪府	-0.16	-0.40	-1.06	-0.01	-0.04	-0.04	0.13	0.82	0.09	-0.03
兵庫県	0.01	-0.19	-0.75	0.11	0.02	-0.11	-0.19	0.21	-0.06	0.11
奈良県	-0.80	-0.88	-0.47	0.00	0.04	-0.06	-0.28	-0.14	-0.18	-0.15
和歌山県	-0.03	-0.68	-0.64	-0.12	-0.05	-0.01	0.08	0.73	-0.53	-0.18
鳥取県	0.86	-1.43	0.63	-0.06	0.11	-0.14	-0.25	-0.24	-0.59	-0.11
島根県	0.75	-0.71	0.95	0.03	-0.18	0.05	-0.10	-0.13	-0.50	-0.10
岡山県	0.17	-1.17	0.50	-0.08	0.05	0.01	-0.44	-0.36	-0.56	-0.07
広島県	0.34	-0.88	0.40	-0.15	-0.07	-0.10	-0.05	-0.03	-0.46	-0.21
山口県	0.49	-0.37	0.79	0.07	0.08	0.05	-0.28	-0.64	-0.42	-0.11
徳島県	0.12	-0.54	0.23	-0.06	0.03	-0.14	-0.23	-0.14	-0.44	-0.06
香川県	-0.05	-1.42	0.04	0.21	-0.41	-0.07	0.05	-0.31	-0.41	0.16
愛媛県	0.15	-1.05	0.31	0.12	-0.11	-0.03	-0.17	-0.33	-0.29	-0.22
高知県	0.33	-0.25	0.07	0.01	0.18	0.12	0.05	-0.23	-0.38	0.07
福岡県	-0.57	-0.98	-0.19	-0.05	-0.21	0.03	-0.38	-0.23	-0.27	-0.06
佐賀県	-0.83	-0.86	0.30	-0.05	0.10	0.00	-0.02	-0.40	-0.78	-0.03
長崎県	0.20	-0.59	0.42	0.00	0.11	0.01	-0.05	-0.43	-0.48	-0.45
熊本県	0.35	-0.08	-0.39	-0.07	-0.07	0.02	-0.16	-0.29	-0.41	-0.01
大分県	-0.39	-1.08	-0.15	0.06	-0.19	-0.11	-0.27	0.10	-0.47	-0.53
宮崎県	-1.03	-0.43	-0.33	-0.05	-0.13	-0.18	-0.22	-0.26	-0.89	-0.41
鹿児島県	-0.62	-0.58	-0.53	-0.18	-0.44	0.02	-0.39	-0.16	-0.84	-0.35
沖縄県	2.04	-0.76	0.28	-0.32	-0.05	-0.04	-0.39	-0.32	-0.25	-0.61

別図 全国平均（100）との差（総合）に対する10大費目別寄与度（都道府県）



参考 小売物価統計調査（構造編）の概要

（１）調査の目的と沿革

物価構造については、2007年（平成19年）まで5年ごとに全国物価統計調査により把握してきたが、消費・流通構造の変化が加速する中で、5年周期の統計では物価構造の変化を的確に把握することが困難な状況となってきた。このことから、全国物価統計調査で把握してきた地域別価格差、店舗形態別価格及び銘柄別価格を毎年把握するための調査を「構造編」として、小売物価統計調査に盛り込み、従前の小売物価統計調査を「動向編」と位置付け、全国物価統計調査を中止することとした。

小売物価統計調査（構造編）は、地域別、店舗の形態別等の物価を明らかにすることを目的とし、地域別価格差調査、店舗形態別価格調査及び銘柄別価格調査の三つの調査の種別を設け、2013年（平成25年）1月から実施している。

その後、店舗形態別価格調査及び銘柄別価格調査については、調査の改善・効率化及び内容の充実のため2021年（令和3年）12月の調査を最後に中止し、民間データを用いた分析に移行している。

（２）地域別価格差調査の概要

目的	主として都道府県別消費者物価地域差指数を作成
調査地域	動向編調査地域(167市町村)以外の91市※
調査月	奇数月
調査品目	57品目(58銘柄) 店舗や地域により価格差が見られるもの、ウエイトの大きいもの等の条件を満たす品目を選定

※ https://www.stat.go.jp/data/kouri/kouzou/k_1.html に掲載

調査市の名称及び区域は、2019年6月25日現在による。

（３）調査価格

各品目の代表的な価格を調査するという観点から、調査店舗で消費者に販売している通常価格を調査することとしているため、短期間（7日以内）の特売価格や棚ざらい、在庫一掃セール等の特売価格は調査しない。

（４）集計に用いた価格

集計に用いた価格は、地域別価格差調査の価格及び当該年の動向編で調査した価格である。なお、一部の品目については、モデル式により算出した価格を用いている。

詳細は、https://www.stat.go.jp/data/kouri/kouzou/pdf/est_2020.pdf を参照

（５）結果の公表

集計結果は、総務省統計局で取りまとめ、原則として調査年の翌年の6月までに公表する。ただし、消費者物価指数の基準年の集計結果については、基準改定に伴う公表が完了した後（9月頃）に公表する。

〈問合せ先〉



総務省統計局

総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室審査発表係

〒162-8668 東京都新宿区若松町19番1号

電話 : (03) 5273-1179

E-mail : w-bukka@soumu.go.jp

- ・小売物価統計調査（構造編）ホームページ

<https://www.stat.go.jp/data/kouri/kouzou/index.html>

- ・この冊子は、次のURLからダウンロードできます。

<https://www.stat.go.jp/data/kouri/kouzou/gaiyou.html>

- ・政府統計の総合窓口（e-Stat） <https://www.e-stat.go.jp/>
- ・結果の概要は、統計メールニュースでも配信しています。メールニュースのお申込みは、統計局ホームページ（<https://www.stat.go.jp/>）から。
- ・本調査の統計データを引用又は転載する場合には、出典（総務省「小売物価統計調査（構造編）結果」）の表記をお願いします。
- ・引用又は転載した場合は、審査発表係まで御連絡ください。

福井市の勤労者世帯家計の推移

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実収入	全 国	609,535	605,316	617,654	608,182	636,155
	前年比(%)	4.0	-0.7	2.0	-1.5	4.6
	福井市	621,170	638,683	663,848	677,771	674,320
	前年比(%)	1.6	2.8	3.9	2.1	-0.5
可処分所得	全 国	498,639	492,681	500,914	494,668	522,569
	前年比(%)	4.6	-1.2	1.7	-1.2	5.6
	福井市	514,865	521,799	554,677	570,626	575,600
	前年比(%)	-0.3	1.3	6.3	2.9	0.9
消費支出	全 国	305,811	309,469	320,627	318,755	325,137
	前年比(%)	-5.6	1.2	3.6	-0.6	2.0
	福井市	290,464	287,448	315,597	305,636	334,732
	前年比(%)	-6.5	-1.0	9.8	-3.2	9.5
世帯人員	全 国	3.31	3.28	3.24	3.23	3.23
	福井市	3.30	3.39	3.50	3.40	3.19
有業人員	全 国	1.79	1.78	1.79	1.78	1.81
	福井市	1.87	1.86	1.81	1.90	1.91
世帯主年齢	全 国	49.8	50.1	50.4	50.4	50.5
	福井市	52.5	50.2	50.5	52.8	53.5

資料出所: 福井県「家計調査概要(福井市の家計) 表2 福井市と全国の平均家計収支(二人以上の世帯のうち勤労者世帯)」

福井市の世帯人員別標準生計費の推移

単位:円

	世帯人員	令和2年4月	令和3年4月	令和4年4月	令和5年4月	令和6年4月 (a)	令和6年4月 実支出 (a)×(b)
福井市	1 人	99,090	92,830	92,740	100,650	105,570	140,303
	2 人	141,140	150,670	143,870	104,500	133,400	177,289
	3 人	163,680	160,660	154,780	142,500	160,560	213,384
	4 人	186,230	170,690	165,670	180,540	187,740	249,506
	5 人	208,770	180,720	176,570	218,530	214,900	285,602
全国	1 人	110,610	114,720	114,480	120,910	119,110	158,297
	2 人	153,040	192,350	178,930	125,080	150,640	200,201
	3 人	176,230	205,820	196,090	170,620	184,740	245,519
	4 人	199,420	219,300	213,240	216,170	218,890	290,905
	5 人	222,640	232,790	230,390	261,700	253,020	336,264

資料出所：福井県人事委員会「職員の給与等に関する報告及び勧告」参考資料(生計費関係)
「令和6年4月 実支出」は福井労働局賃金室にて算出

標準生計費の費目

食料費		食料
住居関係費		住居、光熱・水道、家具・家事用品
被覆・履物費		被服および履物
雑費Ⅰ		保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費Ⅱ		その他の消費支出(諸雑費、こずかい、交際費、仕送り金)

【標準生計費】

- (1) 標準的な生活モデルを設定のうえ、最もありふれた(度数が最も集中している値で、分布図でいえば「山の頂上」に相当する値で、平均値ではない)生活に要する費用を算定したものである。
(2) 上記一覧表における世帯人員区分の設定については、2人世帯を「夫婦のみの世帯で夫だけが就業している世帯」に限定し、3人以上の世帯は、それに子供が1人ずつ加わった世帯(子供は就業していない)に限定した設定となっており、これを標準世帯という。

【算定要件】

- (1) 数値は、実体生計費である家計調査(4月分)の費目別平均支出額に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じ、理論的に算定(理論生計費)したものである。
(2) 上記の標準生計費については、支出のうち「消費支出」のみを対象に算定されており、いわゆる税金や社会保険料などの「非消費支出」は含まれていない。
(3) 実質的な支出額(実支出)の数値を算定するには、消費支出額に対する非消費支出額の割合を算定し、次の負担費修正率を乗じて算定する。

負担費修正比率

2024年(令和6年)4月分	1.329 (b)
2023年(令和5年)4月分	1.304
2022年(令和4年)4月分	1.299
2021年(令和3年)4月分	1.305
2020年(令和2年)4月分	1.363

世帯別人員数別標準生計費(福井市)を用いた試算(労働者の生活費)

世帯別人員数別標準生計費(2024 年4月)

区分	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	31,870	40,510	52,640	64,790	76,930
住居関係費	43,020	48,210	44,450	40,680	36,910
被服・履物費	3,900	3,640	5,560	7,480	9,390
雑費Ⅰ	16,750	22,960	35,190	47,430	59,660
雑費Ⅱ	10,030	18,080	22,720	27,360	32,010
合計(a)	105,570	133,400	160,560	187,740	214,900
実支出(b) $a \times 1.329$	140,303	177,289	213,384	249,506	285,602
有業人員(c) 全国勤労者世帯	1	1.51	1.87	1.96	2.04
有業人員所定内 労働時間(d) $c \times 129.6h \times 2$	129.6	195.7	242.4	254	264.4
必要時間単価 $b \div d \times 3$	1,083	906	881	983	1,081
消費者物価上昇 率「総合」※4					

※1 1.00 として試算

※2 毎月勤労統計地方調査 平成6年平均 事業所規模5人以上 所定内労働時間 129.6 時間
を用いて試算

※3 小数点以下(円未満)を切り上げ処理。

※4 令和 7 年 6 月消費者物価指数の公表をまって試算予定

世帯別人員数別標準生計費(福井市)を用いた試算

区分	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
世帯別人員数別標準生計費(a)	105,570	133,400	160,560	187,740	214,900
実支出(b) $a \times 1.329$	140,303	177,289	213,384	249,506	285,602
全国勤労者世帯の有業人員(c)	— ※1	1.51	1.87	1.96	2.04
必要時間単価 $b \div (c \times 129.6) ※2、※3$	1,083 円	906 円	881 円	983 円	1,081 円
(参考) 消費者物価上昇率反映後 ※4					

世帯別人員数別標準生計費(福井市)を基に、福井労働局労働基準部賃金室にて算定

※1 1.00 として試算

※2 毎月勤労統計地方調査 平成6年平均 事業所規模5人以上 所定内労働時間 129.6 時間を用いて試算

※3 小数点以下(円未満)を切り上げ処理。

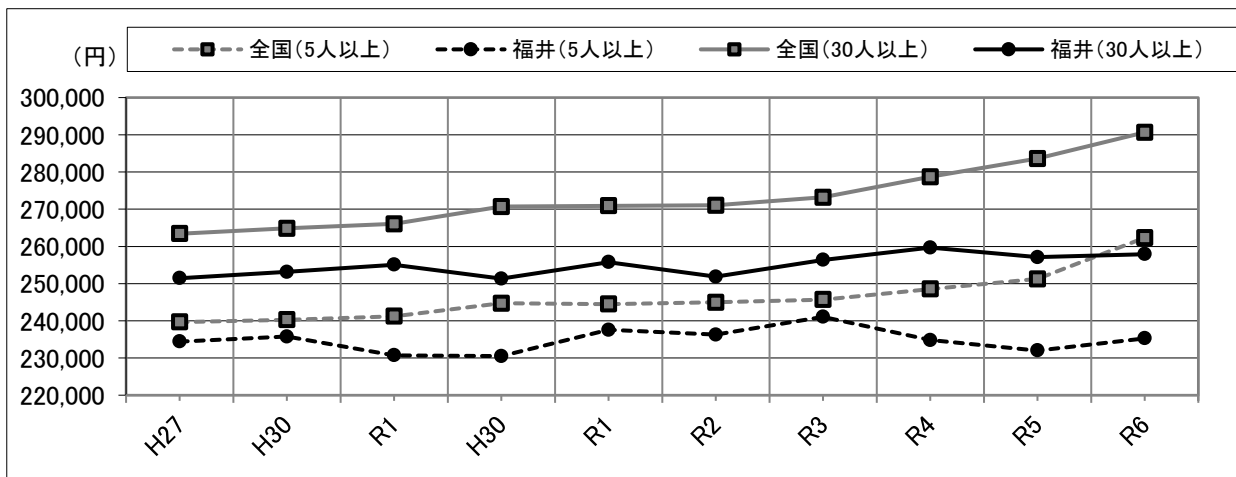
※4 令和 7 年 6 月消費者物価指数の公表をまって試算予定

福井県の「所定内給与額」の推移 (常用労働者 1 人平均月額、調査産業計)

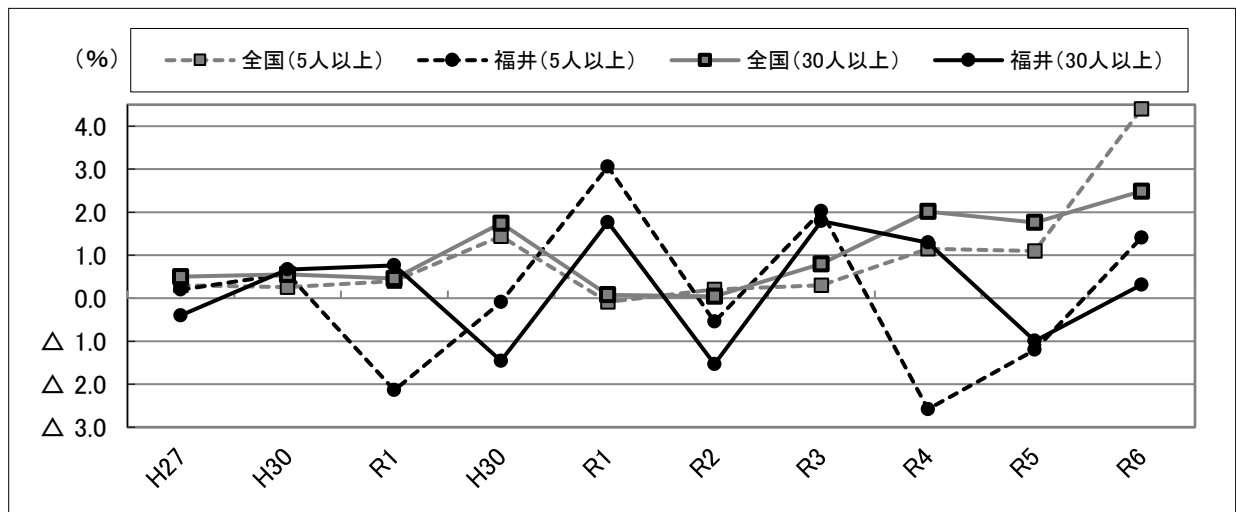
(単位：円、%)

区分 年度	事業所規模 5 人以上				事業所規模 30 人以上			
	全国	前年比	福井	前年比	全国	前年比	福井	前年比
平成27年	239,651	0.3	234,430	0.2	263,402	0.5	251,453	△ 0.4
平成28年	240,256	0.3	235,767	0.6	264,852	0.6	253,130	0.7
平成29年	241,216	0.4	230,727	△ 2.1	266,057	0.5	255,061	0.8
平成30年	244,684	1.4	230,516	△ 0.1	270,695	1.7	251,340	△ 1.5
令和元年	244,471	△ 0.1	237,569	3.1	270,912	0.1	255,774	1.8
令和 2 年	244,968	0.2	236,272	△ 0.5	271,025	0.0	251,853	△ 1.5
令和 3 年	245,709	0.3	241,050	2.0	273,186	0.8	256,366	1.8
令和 4 年	248,529	1.1	234,829	△ 2.6	278,687	2.0	259,679	1.3
令和 5 年	251,257	1.1	232,007	△ 1.2	283,595	1.8	257,101	△ 1.0
令和 6 年	262,325	4.4	235,275	1.4	290,654	2.5	257,906	0.3

資料出所：「毎月勤労統計調査」



前年比

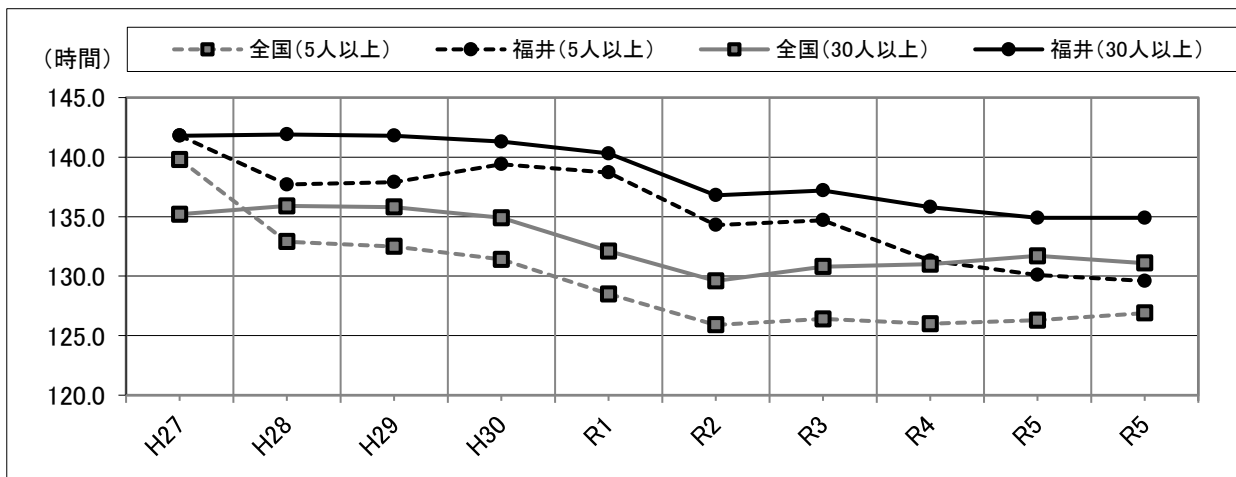


福井県の「所定内労働時間」の推移 (常用労働者 1 人平均月間所定内労働時間、調査産業計)

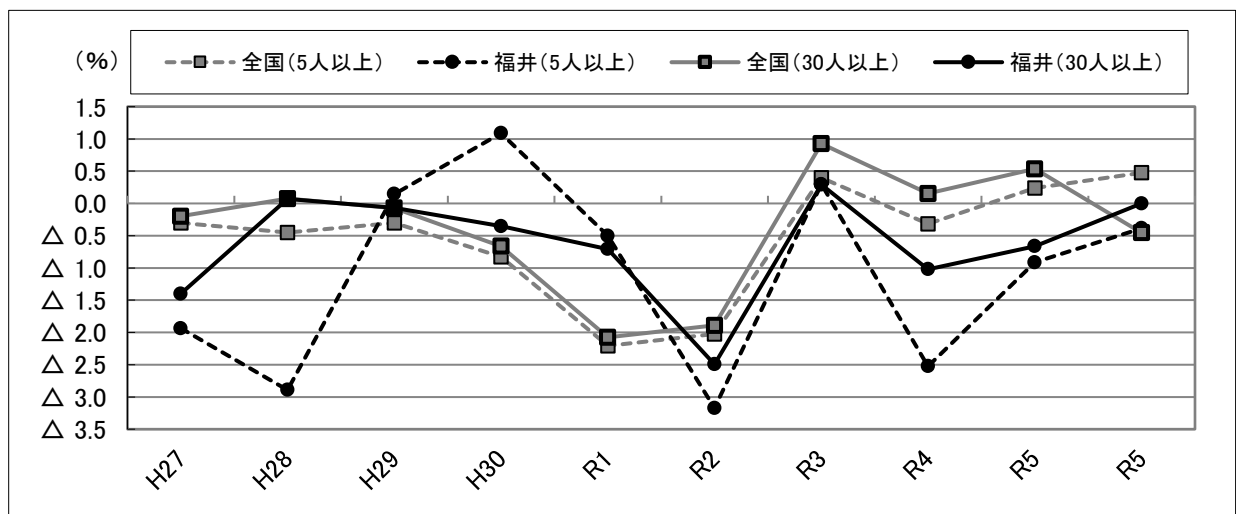
(単位：時間、%)

区分 年度	事業所規模 5 人以上				事業所規模 30 人以上			
	全国	前年比	福井	前年比	全国	前年比	福井	前年比
平成27年	139.8	△ 0.3	141.8	△ 1.9	135.2	△ 0.2	141.8	△ 1.4
平成28年	132.9	△ 0.4	137.7	△ 2.9	135.9	0.1	141.9	0.1
平成29年	132.5	△ 0.3	137.9	0.1	135.8	△ 0.1	141.8	△ 0.1
平成30年	131.4	△ 0.8	139.4	1.1	134.9	△ 0.7	141.3	△ 0.4
令和元年	128.5	△ 2.2	138.7	△ 0.5	132.1	△ 2.1	140.3	△ 0.7
令和 2 年	125.9	△ 2.0	134.3	△ 3.2	129.6	△ 1.9	136.8	△ 2.5
令和 3 年	126.4	0.4	134.7	0.3	130.8	0.9	137.2	0.3
令和 4 年	126.0	△ 0.3	131.3	△ 2.5	131.0	0.2	135.8	△ 1.0
令和 5 年	126.3	0.2	130.1	△ 0.9	131.7	0.5	134.9	△ 0.7
令和 6 年	126.9	0.5	129.6	△ 0.4	131.1	△ 0.5	134.9	0.0

資料出所：「毎月勤労統計調査」



前年比

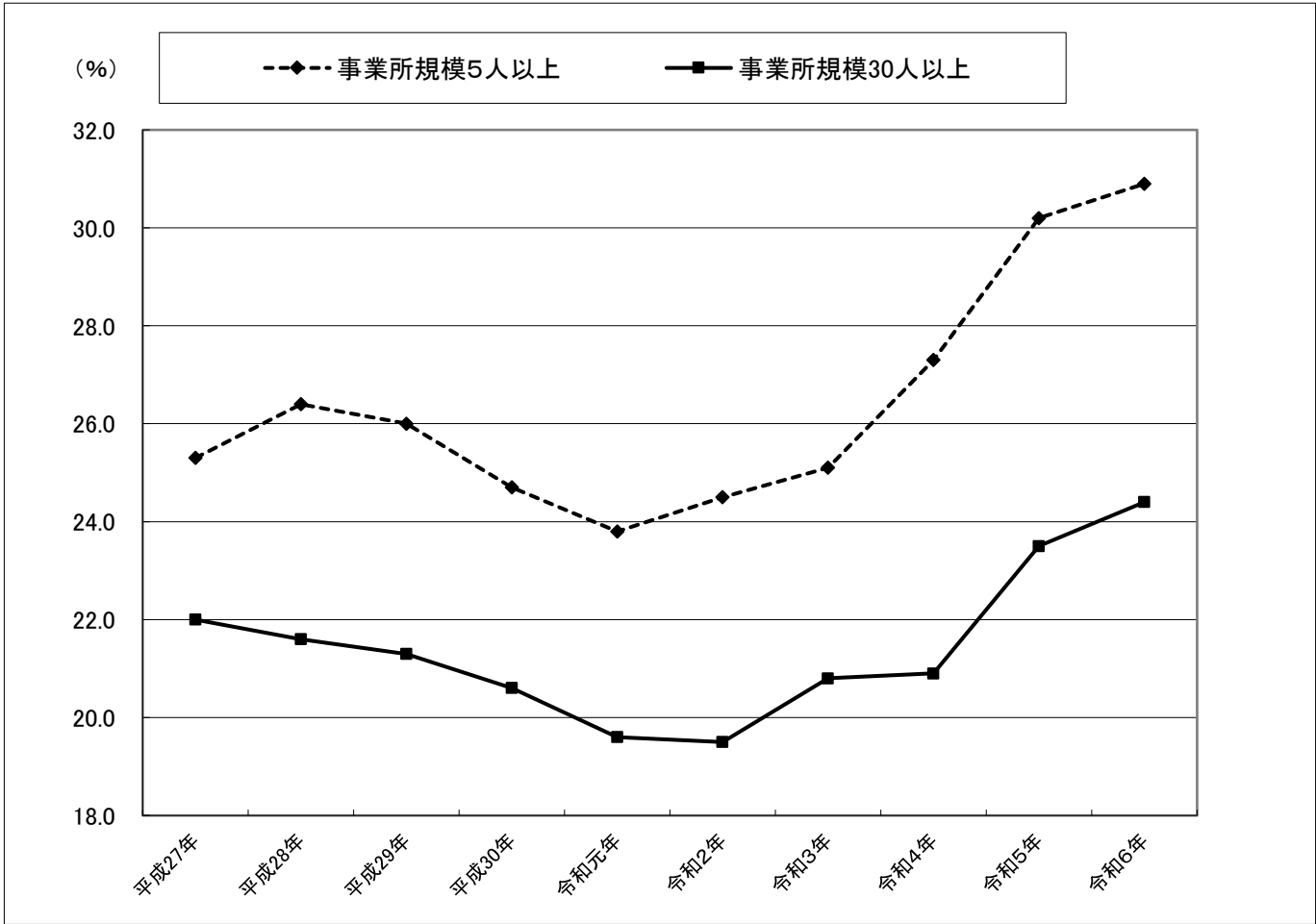


福井県のパート労働者の雇用比率の推移

(単位: %)

	事業所規模5人以上	事業所規模30人以上
平成27年	25.3	22.0
平成28年	26.4	21.6
平成29年	26.0	21.3
平成30年	24.7	20.6
令和元年	23.8	19.6
令和2年	24.5	19.5
令和3年	25.1	20.8
令和4年	27.3	20.9
令和5年	30.2	23.5
令和6年	30.9	24.4

資料出所:「毎月勤労統計調査」



北陸３県の新規学卒者(高卒)の所定内給与額（初任給）
（企業規模10人以上、調査産業計）

（単位：千円、％）

	全 国		福 井		石 川		富 山	
	所定内給与額 （初任給）	前年比	所定内給与額 （初任給）	前年比	所定内給与額 （初任給）	前年比	所定内給与額 （初任給）	前年比
平成27年	160.9	1.3	157.2	△ 0.3	160.7	△ 0.5	162.2	△ 1.2
平成28年	161.3	0.2	159.3	1.3	161.4	0.4	157.5	△ 2.9
平成29年	162.1	0.5	159.2	△ 0.1	164.0	1.6	160.8	2.1
平成30年	165.1	1.9	167.1	5.0	168.2	2.6	164.2	2.1
令和元年	167.8	1.6	165.8	△ 0.8	165.8	△ 1.4	167.5	2.0
令和２年	177.7	調査項目変更	178.4	調査項目変更	173.8	調査項目変更	178.6	調査項目変更
令和３年	179.7	1.1	186.1	4.3	173.1	△ 0.4	176.2	△ 1.3
令和４年	181.2	0.8	180.8	△ 2.8	173.6	0.3	178.5	1.3
令和５年	186.8	3.1	186.0	2.9	187.2	7.8	187.1	4.8
令和６年	197.5	5.7	187.8	1.0	186.7	△ 0.3	188.9	1.0

資料出所：「賃金構造基本統計調査」

平成27年～令和元年は、高卒の初任給

令和２年以降は、新規学卒者(高卒)の所定内給与額(民営事業所、企業規模10人以上、産業計)

所定内実労働時間数

	全 国		福 井		石 川		富 山	
	所定内実労働 時間数	前年比	所定内実労働 時間数	前年比	所定内実労働 時間数	前年比	所定内実労働 時間数	前年比
令和２年	165	調査項目変更	165	調査項目変更	167	調査項目変更	165	調査項目変更
令和３年	165	0.0	166	0.6	166	△ 0.6	166	0.6
令和４年	165	0.0	165	△ 0.6	166	0.0	165	△ 0.6
令和５年	166	0.6	167	1.2	167	0.6	166	0.6
令和６年	160	△ 3.6	164	△ 1.8	162	△ 3.0	163	△ 1.8

資料出所：「賃金構造基本統計調査」都道府県別第１表 都道府県、年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額（産業計 企業規模計10人以上）

試算時給＝所定内給与額÷所定内実労働時間数（局試算）

	全 国		福 井		石 川		富 山	
	試算時給	前年比	試算時給	前年比	試算時給	前年比	試算時給	前年比
令和２年	1,077	調査項目変更	1,081	調査項目変更	1,041	調査項目変更	1,082	調査項目変更
令和３年	1,089	1.1	1,121	3.7	1,043	0.2	1,061	△ 1.9
令和４年	1,098	0.8	1,096	△ 2.3	1,046	0.3	1,082	1.9
令和５年	1,125	2.5	1,114	1.6	1,121	7.2	1,127	4.2
令和６年	1,234	9.7	1,145	2.8	1,152	2.8	1,159	2.8

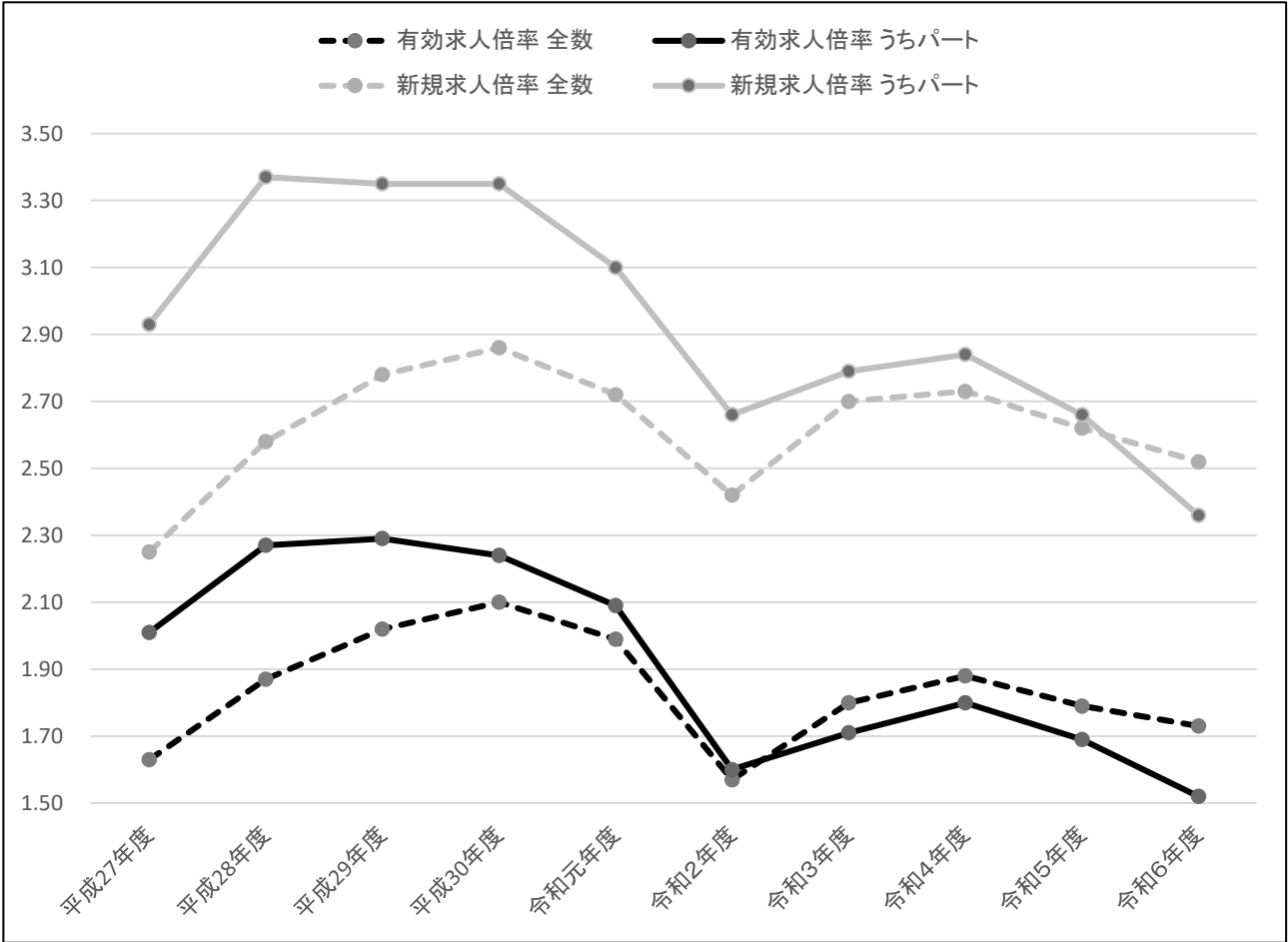
賃金基本統計調査報告の、「第３表 新規学卒者の初任給額」を参考としている。

福井県の有効求人倍率の推移

原数値(単位:倍)

	有効求人倍率		新規求人倍率	
	全数	うちパート	全数	うちパート
平成27年度	1.63	2.01	2.25	2.93
平成28年度	1.87	2.27	2.58	3.37
平成29年度	2.02	2.29	2.78	3.35
平成30年度	2.10	2.24	2.86	3.35
令和元年度	1.99	2.09	2.72	3.10
令和2年度	1.57	1.60	2.42	2.66
令和3年度	1.80	1.71	2.70	2.79
令和4年度	1.88	1.80	2.73	2.84
令和5年度	1.79	1.69	2.62	2.66
令和6年度	1.73	1.52	2.52	2.36

資料出所: 福井労働局「労働市場月報」〔(注)新規学卒を除く〕



小委員会の設置による特定最低賃金の決定等の必要性審議（案）

設置

- ・ 福井地方最低賃金審議会運営規程第3条に基づく小委員会として設置。
- ・ 本審から付託する最賃法第15条による特定最低賃金の決定等の必要性の有無について、調査審議を行う。

構成・調査審議

- ・ 最賃審議会会長から指名される各側3名ずつの計9名。
- ・ 業種毎に労使にそれぞれ意見発表者1名を準備。意見発表者は「小委員会委員」又は「参考人」を想定。
- ・ 参考人を準備する場合の人选は、労働者側は「申出人」、使用者側は「申出労働協約当事者の使用者」又は「当該産業に直接関係する使用者を代表する者」。参考人は、事務局が各側と協議の上、審議会会長名で依頼。
- ・ 参考人はオブザーバーと位置付けず、発言は求められた場合のみ（以前は、オブザーバー参加）。
- ・ 参考人との事前打合せは、事務局が行う。

結審

赤字は、第518回本審から修正した部分

- ・ 検討小委員会で聴取する当該産業の実態や特定最低賃金の改正決定に関する意向等は、審議会資料として本審へ報告する。なお、必要性の有無に関する結論が得られる場合には、報告書を作成する。
- ・ 本審は、検討小委員会からの報告又は報告書を基に結審し、労働局長へ特定最低賃金の決定等の必要性の有無を答申。

(参考) 福井県特定最低賃金の適用労働者数等

福井県特定最低賃金の適用労働者数等について

最低賃金件名	令和6年12月末日現在	
	適用事業所数	適用労働者数
福井県紡績業、化学繊維業、織物、染色整理業	247 (210)	5,066 (5,475)
福井県繊維機械、金属加工機械製造業	102 (97)	1,875 (1,624)
福井県電気機械器具製造業（略称）	151 (136)	11,413 (10,399)
福井県百貨店、総合スーパー	11 (13)	1,200 (1,731)
合 計	511 (456)	19,554 (19,229)

（ ）内は、令和5年12月末日現在の数値

適用事業所数は令和3年経済センサス-活動調査を基礎とした事業所母集団DB（令和3年次フレーム確報）を基礎資料として、労働局で把握した倒産情報等を反映させたもの。

適用労働者数は令和3年経済センサス-活動調査を基礎とした事業所母集団DB（令和3年次フレーム確報）を基礎資料として、令和6年度に実施した基礎調査により推計した年齢、従事業務等による特定最低賃金適用除外労働者数を減じて算出したもの。

運営要領の例

資料2

秋田地方最低賃金審議会特定最低賃金
に関する特別小委員会運営要領

(昭和62年4月14日審議会決定)
(平成元年5月15日 一部改正)
(平成6年5月12日 一部改正)
(平成20年7月7日 一部改正)

- 1 秋田地方最低賃金審議会運営規程第3条の規定に基づき、「秋田地方最低賃金審議会特定最低賃金に関する特別小委員会」(以下「特別小委員会」という。)を設ける。
- 2 特別小委員会は、秋田地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)の議決に基づき、最低賃金法第15条による特定最低賃金の決定等の必要性の有無について、調査審議を行うものとする。
- 3 特別小委員会は、公益を代表する委員、労働者を代表する委員及び使用者を代表する委員各3人をもって構成する。
各委員は、審議会の議決により会長が指名する。
- 4 (1) 公益を代表する委員のうち一人は、委員の互選により特別小委員長となり、会議を招集する。
- (2) 特別小委員長に事故あるときは、あらかじめ上記(1)の例により互選されたものが特別小委員長の職務を代理する。
- 5 特別小委員会において委員が発言する場合には、特別小委員長の許可を得るものとする。
- 6 特別小委員会において調査審議した事項については、その結果を速やかに審議会に報告するものとする。
- 7 委員が欠席する場合は、その旨を事前に特別小委員長に報告するものとする。
- 8 この要領に定めのないものについては、特別小委員長が必要に応じ本小委員会に諮ったうえ定めるものとする。

付 則

この運営要領は昭和62年4月14日から施行する。
この改正要領は平成元年5月15日から施行する。
この改正要領は平成6年5月12日から施行する。
この改正要領は平成20年7月7日から施行する。

意見聴取の例

資料No.2

令和6年度 産業別最低賃金意見聴取者名簿

聴取月日	産業別	聴取時刻 (目途)	申出人・参考人
9月2日 (月)	自動車小売業	13:30	(申出人)
		5	所属 全日本自動車産業労働組合総連合会青森地方協議会
		13:55	職氏名 議長 小笠原 裕介
		13:55	(参考人)
		5	所属 青森トヨタ自動車株式会社
9月2日 (月)	各種商品小売業	14:20	職氏名 取締役総務部長 坂本 武
		14:20	(申出人)
		5	所属 U A-ゼンセン青森県支部
		14:45	職氏名 支部長 佐々木 徹
		14:45	(参考人)
9月10日 (火)	鉄鋼業	5	所属 イオン東北株式会社
		15:10	職氏名 人事総務本部 人事教育部長 加藤 理
		13:30	(申出人)
		5	所属 日本基幹産業労働組合連合会青森県本部
		13:55	職氏名 委員長 石崎 尚人
9月10日 (火)	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	13:55	(参考人)
		5	所属 高周波鋳造株式会社
		14:20	職氏名 総務企画部担当部長 末村 洋
		14:20	(申出人)
		5	所属 Orbray 黒石工場労働組合
9月10日 (火)	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	14:45	職氏名 執行委員長 竹内 論士
		14:45	(参考人)
		5	所属 株式会社タカシン
		15:10	職氏名 取締役 成田 剛

福井地方最低賃金審議会
特定最低賃金に関する検討小委員会運営規程（案）

（会議の設置）

第1条 福井地方最低賃金審議会運営規程第3条の規定に基づき、「福井地方最低賃金審議会特定最低賃金に関する検討小委員会」（以下「検討小委員会」という。）を設ける。

（会議の目的）

第2条 検討小委員会は、福井地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議決に基づき、最低賃金法（昭和34年法律137号）第15条による特定最低賃金の決定等の必要性の有無について、調査審議を行うものとする。

（会議の構成）

第3条 検討小委員会は、公益を代表する委員、労働者を代表する委員及び使用者を代表する委員各3人をもって構成する。

2 各委員は、審議会の議決により会長が指名する。

第4条 公益を代表する委員のうち一人は、委員の互選により委員長となり、会議を招集する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ前項の例により互選された者が委員長の職務を代理する。

（会議における発言）

第5条 検討小委員会において委員が発言する場合には、委員長の許可を得るものとする。

2 検討小委員会は、委員長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第6条 検討小委員会は原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、会議を非公開とすることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成する。

2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第8条 検討小委員会において調査審議した事項については、その結果を速やかに審議会に報告するものとする。

(会議の欠席)

第9条 委員が欠席する場合は、その旨を事前に委員長に報告するものとする。

第10条 この規程に定めがないものについては、委員長が必要に応じ検討小委員会に諮った上、定めるものとする。

附 則

この規定は令和7年6月 日から施行する

令和 7 年度 福井地方最低賃金審議会日程

1 審議会日程

審議会	審議内容	日時	場所・会場
第 519 回	運営規定 ・ 情勢報告等	6 月 4 日（水） 15 時 00 分～	福井春山合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室
第 520 回	地賃諮問	7 月 4 日（金） 10 時 00 分～	福井春山合同庁舎 14 階福井労働局会議室
第 521 回	目安報告	7 月 31 日（木） 15 時 00 分～	外部会場調整中
第 522 回	地賃答申 ・ 特賃諮問	8 月 5 日（火） 14 時 00 分～	
第 523 回	地賃答申	（予備日） 8 月 8 日（金） 14 時 00 分～	
		（予備日） 8 月 12 日（火） 13 時 30 分～	福井春山合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室
第 524 回	異議審 ・ 必要性審議	8 月 21 日（木） 10 時 00 分～	福井春山合同庁舎 14 階福井労働局会議室
		（予備日） 8 月 26 日（火） 10 時 00 分～	福井春山合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室
		（予備日） 8 月 28 日（木） 10 時 00 分～	福井春山合同庁舎 14 階福井労働局会議室

第 521 回審議会は、同日 13 時 30 分より、同会場で第 1 回福井県最低賃金専門部会を開催予定

令和 7 年度 福井県最低賃金専門部会日程

2 専門部会（中賃の目安報告が 7 月 28 日以前にあった場合は 1 案、それ以外は 2 案）

専門部会		審議内容	日時	場所・会場
1 案	2 案			
第 1 回		運営規定	7 月 31 日（木） 13 時 30 分～	外部会場調整中
第 2 回	—	金額審議	8 月 1 日（金） 10 時 00 分～	福井春山合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室
第 3 回	第 2 回	金額審議	8 月 4 日（月） 13 時 30 分～	福井春山合同庁舎 14 階福井労働局会議室
第 4 回	第 3 回	結審／ 金額審議	8 月 5 日（火） 10 時 00 分～	
—	第 4 回	結審	8 月 7 日（木） 13 時 30 分～	
第 5 回		結審（予備日）	8 月 8 日（金） 10 時 00 分～	
			8 月 12 日（火） 10 時 00 分～	福井春山合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

※ 専門部会委員は、別途、福井労働局長から任命します。

※ 第 1 回専門部会の終了後、同会場にて、第 521 回審議会を開催。

※ 第 5 回専門部会は、第 4 回専門部会の審議状況により、いずれかで開催予定。